

IP通信網サービス契約約款（平成12年西企営第41号）

実施 平成12年7月7日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 IP通信網サービスの種類等	6
第4条 IP通信網サービスの種類	6
第5条 IP通信網サービスの品目等	7
第3章 IP通信網サービスの提供区域	7
第6条 IP通信網サービスの提供区域	7
第4章 契約	7
第7条 契約の種別	7
第8条 契約の単位	7
第9条 契約者回線の終端	7
第10条 IP通信網サービス区域	7
第11条 収容IP通信網サービス取扱所	7
第12条 契約申込の方法等	8
第13条 契約申込の承諾	8
第14条 基本契約期間	8
第15条 契約者回線等番号	8
第16条 品目等の変更	9
第16条の2 契約者回線の増設又は廃止	9
第17条 契約者回線の移転	9
第18条 契約者回線の異経路	9
第19条 その他の契約内容の変更	9
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断	9
第21条 契約者回線の利用休止	9
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡	10
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	10
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除	10
第25条 その他の提供条件	11
第5章 付加機能	11
第26条 付加機能の提供	11
第27条 付加機能の利用の一時中断	11
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	11
第6章 端末設備の提供等	11
第29条 端末設備の提供	11
第30条 端末設備の移転	11
第31条 端末設備の利用の一時中断	12
第7章 回線相互接続	12
第32条 回線相互接続	12
第8章 利用中止等	12

第33条	利用中止	12
第34条	利用停止	13
第9章	通信	13
第35条	発信者番号通知	13
第36条	通信利用の制限等	13
第10章	料金等	14
第1節	料金及び工事に関する費用	14
第37条	料金及び工事に関する費用	14
第2節	料金等の支払義務	14
第38条	利用料金の支払義務	14
第39条	手続きに関する料金の支払義務	16
第40条	施設設置負担金の支払義務	16
第41条	工事費の支払義務	16
第42条	線路設置費の支払義務	16
第3節	料金の計算等	17
第43条	料金の計算等	17
第4節	割増金及び延滞利息	17
第44条	割増金	17
第45条	延滞利息	17
第5節	協定事業者に係る債権の譲受等	17
第46条	協定事業者に係る債権の譲受等	17
第47条	協定事業者が定める料金等の滞納通知	17
第11章	保守	17
第48条	I P 通信網契約者の維持責任	17
第49条	I P 通信網契約者の切分責任	17
第50条	修理又は復旧の順位	18
第12章	損害賠償	18
第51条	責任の制限	18
第52条	免責	19
第13章	雑則	19
第53条	承諾の限界	19
第54条	利用に係る I P 通信網契約者の義務	19
第55条	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の 提供等	20
第56条	I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の関 覧	20
第57条	I P 通信網契約者の氏名等の通知	20
第58条	協定事業者からの通知	20
第59条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回 収代行	20
第60条	協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金 等の回収代行	20
第61条	法令に規定する事項	21
第62条	閲覧	21
第14章	附帯サービス	21
第63条	附帯サービス	21
別記		
1	I P 通信網サービスの提供区域等	22
2	I P 通信網契約者の地位の承継	22

3	I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	22
4	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	22
5	自営端末設備の接続等	22
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	23
7	自営電気通信設備の接続	23
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	24
9	当社の維持責任	24
10	利用権に関する事項の証明	24
11	支払証明書の発行	24
12	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	24
13	認証代行等	25
14	認証代行等に係る免責	25
15	セキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）	25
16	セキュリティファイル供給サービスに係る免責	26
17	新聞社等の基準	26
料金表		
	通則	27
	第1表 料金	28
	第1類 I P 通信網サービスに関する利用料金	28
	第2類 手続きに関する料金	78
	第2表 工事に関する費用	79
	第1 施設設置負担金	79
	第2 工事費	80
	第3 線路設置費	101
	第3表 附帯サービスに関する料金等	103
	第1 証明手数料	103
	第2 支払証明書の発行手数料	103
	第3 セキュリティファイル供給サービスに関する料金	103
	料金表別表1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金 の割引の適用	104
	料金表別表2 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用	105
	料金表別表3 学校に限定した利用料金の割引の適用	107
	料金表別表4 多回線長期継続利用型割引の適用	109
	附則	111
	基本的な技術的事項	148

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
5 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
7 取扱所交換設備	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
8 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時IP通信網契約を除きます。）
9 臨時IP通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約

10	IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者
11	臨時IP通信網契約者	当社と臨時IP通信網契約を締結している者
12	利用回線	電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限り、）の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、IP通信網契約に係るもの
13	契約者回線	(1) IP通信網契約又は臨時IP通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 契約の申込者が指定する移動無線装置（IP通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）と無線基地局設備（IP通信網の一部であって、移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものをいいます。以下同じとします。）との間に設定される電気通信回線
14	契約者回線等	(1) 利用回線 (2) 契約者回線 (3) 当社が必要により設置する電気通信設備
15	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第16条第1項の届出をした者又は事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
16	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17	収容IP通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているIP通信網サービス取扱所
18	DSL方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、18の2欄に規定するDSL方式に起因する事象となる場合があるもの
18の2	DSL方式に起因する事	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電

象	気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
18の3 無線アクセス方式	当社が無線アクセス装置（無線アクセス基地局装置及び無線アクセス契約者局装置によるものをいいます。以下同じとします。）を設置し、契約者回線の一部区間において無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、18の4欄に規定する無線アクセス方式に起因する事象となる場合があるもの
18の4 無線アクセス方式に起因する事象	降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
19 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
20 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
21 自営端末設備	I P通信網契約者が設置する端末設備
22 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 加入電話等契約者	加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者又は総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者若しくは臨時第1種契約者又は第2種契約者若しくは臨時第2種契約者
24 加入電話等に関する権利	電話加入権又は総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約若しくは臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利
25 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 I P通信網サービスの種類等

（I P通信網サービスの種類）

第4条 I P通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がI P通信網契約者又は臨時I P通信網契約者と同一の者となるものに限ります。）を使用して提供するI P通信網サービス

契約者回線型サービス	契約者回線を設置又は設定して提供する I P 通信網サービスであって、契約者回線群型サービス以外のもの
契約者回線群型サービス	契約者回線群（ I P 通信網契約内において相互に通信を行うことができる契約者回線からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供する I P 通信網サービス

（ I P 通信網サービスの品目等）

第 5 条 I P 通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

第 3 章 I P 通信網サービスの提供区域

（ I P 通信網サービスの提供区域）

第 6 条 当社の I P 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

第 4 章 契約

（契約の種類）

第 7 条 I P 通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) I P 通信網契約
- (2) 臨時 I P 通信網契約

（契約の単位）

第 8 条 当社は、契約者回線等（第 3 条（用語の定義）の表の 13 欄の(2)に規定するものを除きます。） 1 回線ごとに 1 の I P 通信網契約（臨時 I P 通信網契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

ただし、第 3 条（用語の定義）の表の 13 欄の(2)に規定する契約者回線を設定して提供する I P 通信網サービスについては、 1 の契約者識別符号（ I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）ごとに、契約者回線群型サービスについては、 1 の契約者回線群ごとに 1 の I P 通信網契約を締結します。

- 2 I P 通信網契約者（臨時 I P 通信網契約者を含みます。以下同じとします。）は、 1 の I P 通信網契約につき 1 人に限ります。

（契約者回線の終端）

第 9 条 当社は、 I P 通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線（第 3 条（用語の定義）の表の 13 欄の(2)に規定するものを除きます。）の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点（その地点が当社の I P 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、 I P 通信網契約者と協議します。

（ I P 通信網サービス区域）

第 10 条 当社は、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより I P 通信網サービス区域を設定します。

- 2 当社は、 I P 通信網サービス区域を表示する図表をその I P 通信網サービス区域内の契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

（収容 I P 通信網サービス取扱所）

第 11 条 契約者回線等は、それぞれ次の I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	收容 I P 通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域内となるもの	その I P 通信網サービス区域内の I P 通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣の I P 通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、收容 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、收容 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(契約申込の方法等)

第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 通信網サービスの品目又は細目
- (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号
- (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所
- (4) 契約者回線群型サービスについては、契約者回線の終端の場所及び回線数
- (5) その他申込みの内容を特定するための事項

2 D S L 方式又は無線アクセス方式を用いて提供する I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みについては、その通信について D S L 方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(契約申込の承諾)

第13条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 I P 通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあった I P 通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本契約期間)

第14条 I P 通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。

3 I P 通信網契約者は、前項の基本契約期間内に契約の解除又は契約者回線の廃止若しくは移転等によりその I P 通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線等番号)

第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを I P 通信網契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

(品目等の変更)

第16条 I P 通信網契約者は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の増設又は廃止)

第16条の2 契約者回線群型サービスに係る I P 通信網契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求を行うことができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第17条 契約者回線型サービス又は契約者回線群型サービスについて、I P 通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第18条 契約者回線型サービス又は契約者回線群型サービスについて、当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、I P 通信網契約者(臨時 I P 通信網契約者を除きます。)の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条(収容 I P 通信網サービス取扱所)第1項に規定する I P 通信網サービス取扱所以外の当社が指定する I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条 I P 通信網契約者は、第12条(契約申込の方法等)第1項第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(I P 通信網サービスの利用の一時中断)

第20条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの利用の一時中断(I P 通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者回線の利用休止)

第21条 当社は、I P 通信網契約者(第40条(施設設置負担金の支払義務)に規定する施設設置負担金の支払いを要する者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、契約者回線(利用開始以後、30日以上経過したものに限ります。以下この条において同じとします。)の利用休止(その契約者回線を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 契約者回線の利用休止期間(その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)は、30日を越え

るものとし、5年を限度とします。

- 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、IP通信網契約者が新たに契約者回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとし、

(IP通信網サービス利用権の譲渡)

第22条 IP通信網サービス利用権(IP通信網契約者がIP通信網契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 IP通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定によりIP通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がIP通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(3) 利用回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。

- 4 IP通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、IP通信網契約者の有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務(第46条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継します。

(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)

第23条 IP通信網契約者は、IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うIP通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの契約を解除することがあります。

(1) 第34条(利用停止)の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者が、なお、その事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。

- 2 当社は、IP通信網契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP通信網サービスの利用停止をしないでそのIP通信網契約を解除することがあります。

- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、そのIP通信網契約を解除します。

(1) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

(2) DSL方式を用いて提供するIP通信網サービスにあつては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。

(3) 無線アクセス方式を用いて提供するIP通信網サービスにあつては、無線アクセ

ス装置の移設又は障害物等によって、I P通信網サービスの利用ができなくなったとき。

4 当社は、前3項の規定により、そのI P通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめI P通信網契約者にそのことを通知します。

(注) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線について、利用休止があったとき。
- (4) 利用回線が、移転等によりI P通信網サービスの提供区域外となったとき。

(その他の提供条件)

第25条 I P通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(注1) 当社は、そのI P通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能(I P通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。)に限り提供します。

(注2) 当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第28条 I P通信網契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表(料金)に規定する付加機能を利用することができます。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(注1) 当社は、そのI P通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備(I P通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。

(注2) 当社は、端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

第32条 IP通信網契約者は、その契約者回線等の終端(相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 IP通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により所属IP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 IP通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属IP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。)

(2) 第36条(通信利用の制限等)の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。

(3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用中止を行ったとき。

(4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

(1) 本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。

(2) 本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又

は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第34条 当社は、I P通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのI P通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)そのI P通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) I P通信網契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のI P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第54条(利用に係るI P通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってI P通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をI P通信網契約者に通知します。

第9章 通信

(発信者番号通知)

第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。)を行います。

ただし、発信者がある取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) I P通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(通信利用の制限等)

第36条 当社は、I P通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記15の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。
 （注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、回線終端装置利用料、屋内配線利用料及び機器利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（利用料金の支払義務）

第38条 IP通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日（増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、IP通信網契約の解除があった日（廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (3) IP通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信

設備を利用することができなくなった場合であっても、そのIP通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。

(ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止

(イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由

(4) 前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合、4欄に該当する場合、DSL方式を利用したIP通信網サービスにおいてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合又は無線アクセス方式を利用したIP通信網サービスにおいて無線アクセス方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>3 契約者回線の利用休止をしたとき。</p>	<p>契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>4 移転に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。(IP通信網契約者の都合により、IP通信網サービスを利用しなかった場合であっても、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者は、そのIP通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域のを

またがる部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

- 5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(施設設置負担金の支払義務)

第40条 IP通信網契約者は、契約申込又は品目の変更、契約者回線の移転若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(施設設置負担金)に規定する施設設置負担金の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置又はIP通信網サービスの品目の変更等の工事の完了前にその工事に係る契約の解除又は請求の取消しがあった場合はこの限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社はその施設設置負担金を返還します。

(工事費の支払義務)

第41条 IP通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第42条 IP通信網契約者は、次の場合には、料金表第2表第3(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) (2)以外の場合

ア 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外(契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。

以下この条において同じとします。)となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

イ 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線について、IP通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、I P通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第44条 I P通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第45条 I P通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第46条 協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結しているI P通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するI P通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

（協定事業者が定める料金等の滞納通知）

第47条 当社は、I P通信網契約者が、前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

第11章 保守

（I P通信網契約者の維持責任）

第48条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

（I P通信網契約者の切分責任）

第49条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったと

きは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者から要請があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P通信網サービスが全く利用でき

ない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注1）本条第1項に規定するIP通信網サービスが全く利用できない状態には、DSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象は含みません。

（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第52条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第53条 当社は、IP通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係るIP通信網契約者の義務）

第54条 IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 IP通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第55条 IP通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(IP通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第56条 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びIP通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(IP通信網契約者の氏名等の通知)

第57条 当社は、協定事業者から請求があったときは、IP通信網契約者(その協定事業者とIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限りま

す。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第58条 IP通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要なIP通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第59条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限りま

す。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がそのIP通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第60条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのIP通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者

に限りま

す。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者

に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第61条 IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から16に定めるところによります。

別記

1 I P通信網サービスの提供区域等

- (1) I P通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

- (2) 当社のI P通信網サービスに係る通信は、契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。
- (3) 当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるI P通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

2 I P通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

3 I P通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのI P通信網契約者から提供していただきます。
- ただし、I P通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がI P通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) I P通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続等

- (1) I P通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、

その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、IP通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) IP通信網契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場

合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア I P通信網契約又は臨時I P通信網契約の申込みの承諾年月日

イ I P通信網契約者の住所又は居所及び氏名

ウ 契約者回線等の終端のある場所

エ そのI P通信網サービスの種類、品目及び細目

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

11 支払証明書の発行

- (1) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、当社が指定するI P通信網サービス取扱所において、そのI P通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- (2) I P通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P通信網サービスの契約の申込みをする者又はI P通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係

る事項について、手続きの代行を行います。

13 認証代行等

- (1) 当社は、I P通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下この別記13において同じとします。）から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス（情報サービスのうち、I P通信網契約者が情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社による利用者の認証、その料金の課金又はその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る特定情報利用者識別符号（特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をそのI P通信網契約者に付与します。
- (2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをI P通信網契約者にお知らせします。
- (3) I P通信網契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、I P通信網契約者が特定情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービス（特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る利用者の認証及びその有料情報サービスの情報料（有料情報サービスの利用の際に、有料情報サービスの提供者（以下「有料情報提供者」といいます。）がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）の課金を、その有料情報提供者の代理人として行います。
- (5) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、特定情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービスの利用に係る情報料を、その有料情報提供者の代理人として回収します。
- (6) 当社は、(5)の規定により回収する情報料については、その有料情報サービスの利用に係るI P通信網サービスの利用料金に適用される料金月（料金表通則の1に規定するものとします。）ごとに集計のうえ、そのI P通信網契約者に請求します。
- (7) (4)及び(6)の場合において、課金する情報料は、当社の機器により計算します。
- (8) 当社が定める期間が経過しても回収できない情報料については、有料情報提供者が回収するものとします。
- (9) 当社は、特定情報サービスの提供者（以下「特定情報提供者」といいます。）からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等（特定情報利用者識別符号の付与の請求の際にそのI P通信網契約者が当社に届け出たものとします。）をその特定情報提供者に通知することがあります。
- (10) I P通信網契約者は、当社が指定するI P通信網サービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、当社が別に定めるところにより、特定情報サービスの利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。

14 認証代行等に係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

15 セキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）

- (1) 当社は、料金表に定めるメニュー4又はメニュー5（メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係るものを除きます。）に係るI P通信網契約者から請求があったときは、セキュリティファイル供給サービス（当社が指定するセキュリティ装置においてコンピュータウィルスを検出し駆除するための機能及び第三者によるアクセスを防止するための機能等を維持するためにそのセキュリティ装置の更新ファイル等を供給するサービス）を提供します。
- (2) 当社は、契約者回線等に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数が10以下の場合に限り、セキュリティファイル供給サービス

を提供します。

- (3) セキュリティファイル供給サービスに係る利用料金の支払義務に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア IP通信網契約者は、当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した日の翌日から起算して、セキュリティファイル供給サービスの廃止があった日の前日までの期間について、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する利用料金の支払いを要します。

イ アの期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払い及び支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときの取扱いについては、それぞれ第38条第2項及び第3項に準じて取り扱います。

- (4) IP通信網契約者は、セキュリティファイル供給サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する登録手数料の支払いを要します。

ただし、セキュリティファイル供給サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- (5) セキュリティファイル供給サービスの料金に係る計算方法及び支払方法、割増金並びに延滞利息に関する取扱いについては、それぞれ第43条、第44条及び第45条に準じて取り扱います。

- (6) 当社は、第33条（利用の中止）に規定するほか、セキュリティファイル供給サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、セキュリティファイル供給サービスの利用を中止することがあります。

- (7) DSL方式に起因する事象、無線アクセス方式に起因する事象、セキュリティ装置等の状況によっては、セキュリティ装置においてファイル更新できない場合があります。

16 セキュリティファイル供給サービスに係る免責

当社は、セキュリティファイル供給サービスを提供するにあたって、セキュリティ装置における全てのコンピュータウィルスの検出及び駆除並びに全ての第三者によるアクセスの防止等を保証するものではなく、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

17 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。以下１から４の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（第１表第１類第１の２－８（付加機能利用料）⁽¹⁾の同報通信機能の加算額に係るものを除きます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日によりＩＰ通信網サービスの提供の開始（増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は廃止される契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。

(3) 料金月の初日にＩＰ通信網サービスの提供の開始（増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始）し、その日にその契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日によりＩＰ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当するとき。

(6) ４の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 ２の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第２項第４号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

7 ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ＩＰ通信網契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、ＩＰ通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第38条(利用料金の支払義務)から第42条(線路設置費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) IP通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、IP通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してIP通信網サービス区域を設定します。
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。 ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの) (ア) メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。 (イ) メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。 (ウ) メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線1回線につき)、1のBチャンネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができません。 (エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー6に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うこと

ができます。

イ メニュー2 [フレッツ・オフィス]

(契約者回線等からの着信等により利用可能なものであって、メニュー3以外のもの)

(ア) メニュー2は、契約者回線型サービス及び契約者回線群型サービスを提供します。

(イ) メニュー2には、次表のとおり品目及び細目があります。

A インタフェースによる細目及び品目

インタフェースによる細目	品 目	内 容	
メニュー2 - 1 (下記以外のもの)	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
メニュー2 - 2 (ATM方式によるもの)	契約者回線型サービスに係るもの	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまで 各品目に相当する専用サービス契約約款に規定する第1種ATM専用サービスと同一の伝送速度による符号伝送が可能なもの	
	契約者回線群型サービスに係るもの	12Mb/s	その契約者回線群における全ての契約者回線の論理チャンネル(データ伝送サービス契約約款に規定する論理チャンネルと同一のものをいいます。以下同じとします。)の上限伝送速度の合計値を12.0Mbit/sまでとするもの
		42Mb/s	その契約者回線群における全ての契約者回線の論理チャンネルの上限伝送速度の合計値を42.0Mbit/sまでとするもの
メニュー2 - 3 (イーサネット方式によるもの)	契約者回線型サービスに係るもの	1 Gb/s 最大1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	
	契約者回線群	10Mb/s その契約者回線群について、10.0Mbit/sの符	

型サービスに係るもの		号伝送が可能なもの
	100Mb/s	その契約者回線群について、100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 契約者回線群型サービスは、メニュー 2 - 2 又はメニュー 2 - 3 のものに限り提供します。
- 2 ATM方式とは、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に、契約者回線型サービスにあつては専用サービス契約約款に規定する ATM専用サービス、契約者回線群型サービスにあつてはこの備考の 5 に規定する追加契約者回線以外の契約者回線についてデータ伝送サービス契約約款に規定する ATMデータ通信網サービスと同一内容の電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。
- 3 イーサネット方式とは、その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである電気通信回線のみを設置して提供する方式をいいます。
- 4 メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s のものは、(オ)の A に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめ IP 通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。
- 5 契約者回線群型サービスは、追加契約者回線(その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである契約者回線(メニュー 2 - 3 のものについて当社が指定する 1 の契約者回線を除きます。))をいいます。以下同じとします。)の増設又は廃止を行うことができます。
- 6 当社は、契約者回線群型サービスについて、追加契約者回線のみによる提供は行いません。
- 7 メニュー 2 - 2 の契約者回線群型サービスについて、1 の契約者回線群に係る契約者回線(追加契約者回線を除きます。以下この備考の 7 及び 8 において同じとします。)の回線数の上限は 63 とし、1 の契約者回線に係る論理チャンネルの数の上限は 1 とします。
- 8 メニュー 2 - 3 の契約者回線群型サービスについて、1 の契約者回線群に係る契約者回線の回線数の上限は 1 とします。
- 9 契約者回線群型サービスについて、1 の契約者回線群に係る契約者回線の終端の場所は、同一の都道府県の区域内とします。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1	その契約者回線に係る通

(フレッツ・オフィス)	信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2 (フレッツ・オフィス ワイド)	プラン 1 以外のもの

(ウ) メニュー 2 - 1 又はメニュー 2 - 2 の契約者回線型サービスには、細目として、それぞれ各品目に相当する専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの品目であって Y インタフェース以外のもの又は同契約約款に規定する第 1 種 ATM 専用サービスの品目 (セカンドクラスに係るものを除きます。) と同一のものがああります。

(エ) メニュー 2 - 2 の契約者回線群型サービスには、次表のとおり細目がああります。

細 目		内 容
中継伝送回線の符号伝送速度に関する細目		中継伝送回線 (その契約者回線群に係る全ての契約者回線の全ての通信を伝送するために設置される 1 の電気通信回線をいいます。以下同じとします。) に係る符号伝送速度の細目であって、ATM データ通信網サービスに係る品目と同一の伝送速度が可能なもの
契約者回線 (追加契約者回線を除きます。) の符号伝送速度に関する細目		ATM データ通信網サービスに係る品目と同一の伝送速度が可能なもの
追加契約者回線の符号伝送速度に関する細目	10Mb/s	最大 10.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの
論理チャンネルに関する細目	通信の区別	ATM データ通信網サービスにおける通信の区別がタイプ 1 のものと同一のもの
	サービスクラスによる区別	ATM データ通信網サービスにおけるサービスクラスによる区別と同一のもの
	上限伝送速度の細目	ATM データ通信網サービスにおける上限伝送速度の細目と同一のもの (64kb/s のものを除きます。)

クラス 2 に
係る最低伝
送速度の細
分

A T M データ通信網サービス
におけるクラス 2 に係る最低
伝送速度の細分と同一のもの

備考

- 1 論理チャネルは、契約者回線（追加契約者回線を除きます。）と中継伝送回線との間において設定します。
- 2 中継伝送回線において設定できる論理チャネルの伝送速度については、各論理チャネルごとの上限伝送速度の合計値が、その中継伝送回線の符号伝送速度に関する細目に係る伝送速度以下となる場合に限り設定することができます。

(オ) メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s のものには、次表のとおりその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細 目	内 容
100Mb/s	100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 I P 通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における 100.0Mbit/s ごとに、その契約者回線が着信することが可能な着信回線種別（メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 であってメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 1 以外のもの、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 1 のもののうちいずれかに係る契約者回線等をいいます。以下同じとします。）を、あらかじめ指定していただきます。
- 2 I P 通信網契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

B 保守の態様による細目

細 目	内 容
クラス 1	クラス 2 以外のもの

クラス 2	クラス 2 - 1	契約者回線が二重化されているものであって、クラス2 - 2以外のもの
	クラス 2 - 2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を同時に利用することが可能なもの

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、A(伝送速度に関する細目)に規定するところによります。

(カ) メニュー2 - 3の契約者回線群型サービスには、次表のとおり細目があります。

細 目	内 容	
契約者回線(追加契約者回線を除きます。以下この表において同じとします。)の伝送速度に関する細目	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
追加契約者回線の伝送速度に関する細目	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 契約者回線の伝送速度に関する細目が10Mb/sのもの又は100Mb/sのものは、それぞれ品目が10Mb/sのもの又は100Mb/sのものに限り提供します。
- 2 追加契約者回線の伝送速度に関する細目が100Mb/sのものは、品目が100Mb/sのものに限り提供します。
- 3 1の契約者回線群に係る追加契約者回線の回線数の上限は10とします。

(キ) メニュー2に係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限り)からの着信(着信者識別符号(メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したもの)により行うことができます。及び契約者回線群型サービスに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(注) (キ)に規定する当社が別に定めるところは、1の契約者回線ごとに1の着信者識別符号とします。

(ク) (キ)に規定する着信者識別符号は、技術上又は業

務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

(ケ) メニュー2-1のもの(1.5Mb/s品目のうちエコノミークラスのものであって、その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)及びメニュー2-2の契約者回線型サービスのものに係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。)内に限ります。

(コ) メニュー2-1(契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものに限ります。)のもの又はメニュー2-3における10Mb/s、100Mb/s及び1Gb/s(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものに限ります。)のものに係る契約者回線の終端の場所は、IP通信網契約者が指定するIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。

(サ) メニュー2-3における1Gb/sのもの((コ)に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。)内における当社が別に定める提供区域内に限ります。

(シ) 当社は、(ケ)に規定する契約者回線又はメニュー2-2の契約者回線群型サービスに係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。(メニュー2-2のものに係る契約者回線が2芯式の場合を除きます。)

ウ メニュー3

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の1の電気通信回線設備を複数のIP通信網契約者が同時に利用することがあるもの)

(ア) メニュー3は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー3には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
メニュー3-1	当社がサーバ装置を設置して

[フレッツ・オフィス (サーバ共用型)]	提供するもの
メニュー 3 - 2 [フレッツ・オフィス (サーバ持込型)]	メニュー 3 - 1 以外のもの

(ウ) メニュー 3 - 1 には、次表のとおり品目があります。

品 目	内 容
500MB	最大500メガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
1 GB	最大 1 ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
5 GB	最大 5 ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
10GB	最大10ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
30GB	最大30ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
50GB	最大50ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
100GB	最大100ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの

備考

- 1 当社は I P 通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー 3 - 1 に係る契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 3 当社は、当社が別に定めるところにより、サーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 4 この備考の 2 又は 3 の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、この備考の 2 又は 3 の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責

任を負いません。

(エ) メニュー 3 - 1 には、次表のとおり細目があります。

通信の種類による細目

区 別	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	ストリーミング機能を有した通信を行うことが可能なもの

(オ) メニュー 3 - 2 には、次表のとおり品目があります。

品 目	内 容
10Mb/s	最大10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 IP通信網契約者は、契約者回線等からの着信により利用可能となる通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
- 2 IP通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりIP通信網契約者が設置しているサーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。
- 3 当社は、この備考の2の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。
- 4 当社は、この備考の3の規定により符号の伝送を停止したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(カ) メニュー 3 に係る契約者回線の終端の場所は、IP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所（契約者回線を収容する取扱所交換設備が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）内において当社が指定します。

(キ) メニュー 3 に係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 及びメニュー 6 に係るものに限ります。）からの着信（着信用符号（メニュー 3 に係る契約者回線に着信するための英字及び数字等

の組み合わせであって、当社が定めるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとします。)により行うことができます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(ク) (キ)に規定する着信用符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

(ケ) IP通信網契約者は、メニュー3-1とメニュー3-2との間の変更を行うことはできません。

エ メニュー4 [フレッツ・ADSL]

(利用回線(加入電話に係るもの)に限ります。)又は契約者回線についてDSL方式により提供するもの)

(ア) メニュー4は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) メニュー4には、次の品目があります。

品 目	内 容
1.5Mb/s (フレッツ・ADSL 1.5Mプラン)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
8 Mb/s (フレッツ・ADSL 8Mプラン)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
12Mb/s (フレッツ・ADSL モア)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
24Mb/s (フレッツ・ADSL モア24)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
40Mb/s (フレッツ・ADSL モア40)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
47Mb/s (フレッツ・ADSL)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向につい

S L モ アスペシ ヤル)	ては最大概ね 5 Mbit/s までの伝送速度による通信が可能なもの
----------------------	------------------------------------

(ウ) メニュー 4 には、次表のとおり細目があります。
保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	IP 通信網サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その IP 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

備考

- 1 タイプ 2 のものは、契約者回線型サービスに限り提供します。
- 2 IP 通信網契約者は、その IP 通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

(エ) メニュー 4 に係る通信は、IP 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1 からメニュー 7 に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

オ メニュー 5

（取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4 又はメニュー 7 以外のもの）

(ア) メニュー 5 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 5 には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
メニュー 5 - 1	メニュー 5 - 2 以外のもの
メニュー 5 - 2	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る IP 通信網契約者からなるグループをいいます。）

以下同じとします。)を設定して提供するもの

備考 当社は、メニュー 5 に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置（無線アクセス方式を利用して提供する場合は無線アクセス契約者局装置を含みます。以下同じとします。）を設置します。

(ウ) メニュー 5 - 1 には、次表のとおり品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
46Mb/s (Bフレッツ ワイヤレスファミ リタイプ)	無線アクセス方式を利用して提供するものであって、収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向については最大46Mbit/sまで、他の伝送方向については最大32Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

(エ) メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものには、次表のとおり細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1 (Bフ レッツ ビジネ スタイプ)	プラン 3 又はプラン 4 以外のものであって、同時に通信が可能な着信先の数 (2 - 8 (付加機能利用料) (1) の同時通信可能着信先数追加機能の利用により追加されるものを除きます。以下この表において同じとします。) が 4 までのもの
プラン 2 (Bフ レッツ ベーシ ックタイプ)	プラン 3 又はプラン 4 以外のものであって、同時に通信が可能な着信先の数 が 2 までのもの
プラン 3 (Bフ レッツ ファミ リ-100タイプ)	取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備の一部を当社が指定する複数の契約者が同時に利用することがあるものであって、プラン 4 以外のもの
プラン 4 (フレ レッツ・光プレ ミア ファミ リタイプ)	I P 通信網内において、付加機能を利用することなくインターネットプロトコルバージョン 6 (以下「 I P v 6 」といいます。) による通信を行うことができるもの

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	I P 通信網サービス取扱所の営業時間外に、その I P 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの
備考	
<p>1 タイプ 2 のものは、品目が 100Mb/s のもの（通信の態様による細目がプラン 4 のものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>2 I P 通信網契約者は、その I P 通信網契約について、同一料金月において複数回の保守の態様による細目の変更（その保守の態様による細目の変更と同時に他の細目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</p>	

(オ) メニュー 5 - 2 には、次表のとおり品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s(B フレッシュ マンションタイプ)	最大 100.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
46Mb/s (B フレッシュ ワイヤレスタイプ)	無線アクセス方式を利用して提供するものであって、収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向については最大 46Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 32Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考 46Mb/s の品目のものに係る 1 の契約者グループに属する契約者回線は、当社が指定する無線アクセス基地局装置から通信が可能な範囲となるものに限ります。	

(カ) メニュー 5 - 2 には、次表のとおり細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1	1 の契約者グループに係る契約者回線の数が 8 以上となるものであってプラン 2 以外のもの
プラン 2	1 の契約者グループに係る契約者回線の数が 16 以上となるものであって、代表者（その契約者グループに係る全ての I P 通信網

契約者となる者の同意に基づき指定される者とします。以下この表において同じとします。)からの契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求により、当社が契約者グループを設定するもの

備考

- 1 代表者は、その契約者グループに係る I P 通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、1 の契約者グループにつき 1 人とします。
- 2 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係る全ての I P 通信網契約者の同意に基づくものとします。
- 3 その契約者グループに属する契約者回線が 1 となった場合であって、そのことを当社が I P 通信網契約者に通知した日の翌日から起算して 3 ヶ月経過したときの利用料金は、100Mb/s の品目のものについては 2（料金額）の規定にかかわらずメニュー 5 - 1 における品目が 100Mb/s のもののうちプラン 2 のものとみなして、46Mb/s の品目のものについては 2 - 5 - 1 (1)（基本料）に規定する額に代えて 38,700 円（税込価格 40,635 円）をそれぞれ適用します。
- 4 当社は、この備考の 3 の規定によりメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線が 1 となったことを当社が I P 通信網契約者に通知した場合は、その契約者グループに属する新たな契約者回線の提供は行いません。

B 保守の態様による細目

区 別		内 容
タイプ 1		I P 通信網サービス取扱所の営業時間外に、その I P 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 2 - 1	タイプ 1 以外のものであって、タイプ 2 - 2 以外のもの
	タイプ 2 - 2	タイプ 1 以外のものであって、当社が保守グループ（1 の契約者グループにおいてタイプ 2 に

係る 8 以上の契約者回線からなるものをいいます。以下この表において同じとします。)を設定して提供するもの

備考

- 1 タイプ 2 のものは、品目が 100Mb/s のものに限り提供します。
- 2 当社は、保守グループ代表者 (1 の保守グループに係る全ての I P 通信網契約者となる者の同意に基づき指定される 1 の I P 通信網契約者とします。以下この表において同じとします。)からの契約申込み又は細目の変更の請求により保守グループを設定します。
- 3 保守グループ代表者は、その保守グループに係る I P 通信網契約者に代って、当社との間の、保守の態様による細目に関する請求及びその他の諸手続き (修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者としてします。
- 4 通信の態様による細目がプラン 2 のものに係る契約者グループにおいて保守グループを設定する場合には、保守グループ代表者は、その契約者グループの代表者 (A (通信の態様による細目)の表に規定する者としてします。)としていただきます。
- 5 1 の保守グループに属する契約者回線が 8 を下回った場合であって、その状態がそのことを当社が I P 通信網契約者に通知した日の翌日から起算して 3 ヶ月連続したときのタイプ 2 のものに係る加算料は、その保守グループに属する契約者数が 8 を下回っている期間に限り、 2 (料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をタイプ 2 - 1 のものに係る契約者回線とみなして適用します。
- 6 前項の規定にかかわらず、A (通信の態様による細目)の表中備考の 3 の規定に該当する場合のタイプ 2 の加算額は、 2 (料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をメニュー 5 - 1 における品目が 100Mb/s のもののうちプラン 2 のものとみなして適用します。
- 7 I P 通信網契約者は、その I P 通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更 (その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことは出来ません。

(キ) メニュー 5 に係る通信は、I P 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1 からメニュー 7 に係る契約者回線等 (当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。

(ク) 当社は、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 に係

る契約者回線が相互接続点との間で通信を行うために必要な情報のうち、当社が別に定めるものについては、そのIP通信網契約者による登録等に基づき、IP通信網内に蓄積します。

カ メニュー6 [フレッツ・スポット]

(当社が無線基地局設備を設置して提供するIP通信網サービスであって、2(料金額)2-7(付加機能利用料)(1)に規定する無線アクセス機能以外のもの)

(ア) メニュー6は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー6には、次表のとおり品目があります。

品目	内容
54Mb/s	最大54.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 メニュー6は、無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 2 メニュー6に係る通信については、無線基地局装置又はIP通信網契約者が指定する移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

(ウ) メニュー6には、次表のとおり細目があります。

区別	内容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	通信を行うためのIP通信網契約者の認証においてIEEE802.1xに規定する方式を使用するもの

備考 当社は、無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、IEEE802.11b、IEEE802.11g又はIEEE802.1xに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

(エ) メニュー6に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー6に係る契約者回線等(当社が別に定めるものを除きます。)との間において行うことができます。

(オ) 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、メニュー6を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

キ メニュー7 [フレッツ・v6キャスト]

(IPv6による通信のみ行うことが可能なもの)

(ア) メニュー7は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー7には、次の品目があります。

品目	内容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 IP通信網契約者は、契約者回線等との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
- 2 IP通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりIP通信網契約者が設置しているサーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。
- 3 当社は、この備考の2の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。
- 4 当社は、この備考の3の規定により符号の伝送を停止したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(ウ) メニュー7に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所のうち、IP通信網契約者が指定するIP通信網サービス取扱所内において当社が指定します。

(エ) メニュー7に係る通信は、メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

ク IP通信網契約者は、メニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7の各メニュー相互間の変更を行うことはできません。

(3) 基本契約期間内にIP通信網契約の解除等があった場合の料金の適用

ア IP通信網サービスには、メニュー1、メニュー4、メニュー5、メニュー6、臨時IP通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。

イ IP通信網契約者は、基本契約期間内に利用休止又はIP通信網契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金（メニュー2のものにあっては基本額の部分（メニュー2-2の契約者回線群型サービスの回線利用料のうちATMデータ通信網サービスの通信料金に相当するものを除きます。）メニュー

	<p>7の付加機能にあつては2-8(付加機能利用料)(1)の同報通信機能の基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ IP通信網契約者は、基本契約期間内にIP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の廃止若しくは移転があつた場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、その契約者回線等の設置場所において、IP通信網サービスの利用の開始、IP通信網契約の解除、IP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の増設、廃止若しくは移転を同時に行うときの残額の算定は、同時に行うIP通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</p>											
(4) メニュー2に係る契約者回線における回線距離の測定その他の場合における料金の適用	<p>メニュー2におけるメニュー2-1のものに係る契約者回線における回線距離の測定、回線距離測定局の変更があつた場合の料金の適用、契約者回線の終端が電話加入区域外にある場合及び異経路の加算額の適用、料金の減額及びIP通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線の回線利用料の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に、メニュー2-2の契約者回線型サービスのものに係る契約者回線における回線距離の測定、回線距離測定局の変更があつた場合の料金の適用及び異経路の加算額の適用についてはATM専用サービスの場合に、メニュー2-2の契約者回線群型サービスのものに係る契約者回線における契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にある場合及び異経路の加算額の適用についてはATMデータ通信網サービスの場合に、メニュー2-3のものに係る契約者回線における異経路の加算額の適用についてはメニュー5の場合に準ずるものとします。</p>											
(5) IP通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用	<p>ア メニュー2-1に係る契約者回線であつて、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。以下この欄において同じとします。)内とするものの基本額については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用するとともに、2-2-1(3)回線利用料については適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="592 1693 1265 1964"> <thead> <tr> <th colspan="2">品目及び細目</th> <th>基本額の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">128kb/sのもの</td> <td>2,000円 (税込価格 2,100円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.5Mb/sのもの</td> <td>下記以外のもの</td> <td>21,000円 (税込価格 22,050円)</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラ</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table>	品目及び細目		基本額の減額(月額)	128kb/sのもの		2,000円 (税込価格 2,100円)	1.5Mb/sのもの	下記以外のもの	21,000円 (税込価格 22,050円)	エコノミークラ	9,500円
品目及び細目		基本額の減額(月額)										
128kb/sのもの		2,000円 (税込価格 2,100円)										
1.5Mb/sのもの	下記以外のもの	21,000円 (税込価格 22,050円)										
	エコノミークラ	9,500円										

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">スのもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(税込価格 9,975円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社はIP通信網契約者から請求があったときは、メニュー2-2の契約者回線型サービスに係る契約者回線であって、その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。以下この欄において同じとします。)内とするものの基本額について、2-2-1(1)基本料の額に代えてIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を適用するとともに、2-2-1(3)回線利用料については適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品目及び細目</th> <th style="width: 50%;">基本額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1に係るもの</td> <td style="text-align: right;">556,000円 (税込価格 583,800円)</td> </tr> <tr> <td>プラン2に係るもの</td> <td style="text-align: right;">1,756,000円 (税込価格 1,843,800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、この料金額の適用を受ける契約者回線については、品目が135Mb/sのものと同じの伝送速度による通信が可能なものとして提供します。</p> <p>ウ メニュー2-3における1Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額(2-2-1(1)に規定する基本料に限ります。)については、2-2-1(1)基本料の額から1契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保守の態様による細目</th> <th style="width: 50%;">基本額の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1のもの</td> <td style="text-align: right;">20,000円 (税込価格 21,000円)</td> </tr> <tr> <td>クラス2のもの</td> <td style="text-align: right;">40,000円 (税込価格 42,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	スのもの	(税込価格 9,975円)	品目及び細目	基本額(月額)	プラン1に係るもの	556,000円 (税込価格 583,800円)	プラン2に係るもの	1,756,000円 (税込価格 1,843,800円)	保守の態様による細目	基本額の減額(月額)	クラス1のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)	クラス2のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)
スのもの	(税込価格 9,975円)														
品目及び細目	基本額(月額)														
プラン1に係るもの	556,000円 (税込価格 583,800円)														
プラン2に係るもの	1,756,000円 (税込価格 1,843,800円)														
保守の態様による細目	基本額の減額(月額)														
クラス1のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)														
クラス2のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)														
(6) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線(メニュー2に係るものを除きます。)の終端がその収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>														
(7) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の	<p>契約者回線(メニュー2に係るものを除きます。)が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p>														

適用	<p>ア 契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合 その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域（その収容 I P 通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路</p>						
(8) 継続利用経過期間に係る利用料金の適用（フレッツ・ずっと割引）	<p>ア 当社は、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網サービス（(9)長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けているもの又は料金表別表 2 から料金表別表 4 に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、次表の左欄に規定する期間が経過した場合は、その料金月におけるその I P 通信網サービスに係る利用料金（2 - 4 - 1(1)又は 2 - 5 - 1(1)に規定する基本料の部分に限り、）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="595 1093 1267 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 1093 938 1173">経過期間</th> <th data-bbox="946 1093 1267 1173">利用料(基本料)の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 1182 938 1263">12か月を超え24か月まで</td> <td data-bbox="946 1182 1267 1263">利用料の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1272 938 1346">24か月を超える期間</td> <td data-bbox="946 1272 1267 1346">利用料の額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、上表の右欄の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>イ アの場合に、メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約者による I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、I P 通信網契約の解除があった I P 通信網サービスに係る起算日（メニュー 1 のものにあつてはその提供を開始した日、メニュー 1 以外のものにあつてはアの表の左欄の経過期間に係るものとします。）を、新たに提供するメニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網サービスに係る起算日とします。</p>	経過期間	利用料(基本料)の減額(月額)	12か月を超え24か月まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額	24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じて得た額
経過期間	利用料(基本料)の減額(月額)						
12か月を超え24か月まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額						
24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じて得た額						
(9) 長期継続利用申出に係る利用料金の適用（フレッツ	<p>ア 当社は、メニュー 4 又はメニュー 5（料金表別表 2 から料金表別表 4 に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係る I P 通信網契約者から、</p>						

ツ・あっと割引)

次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
長期継続利用の申出のあった日（IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	利用料の額に0.1を乗じて得た額

イ アの表の左欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

ウ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、そのIP通信網契約の解除があった場合（オの規定に該当する場合を除きます。）には、長期継続利用を廃止します。

エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、長期継続利用期間において、料金表別表2又は料金表別表4に規定する利用料金の割引を適用した場合は、長期継続利用を廃止します。

オ 当社は、長期継続利用期間においてメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5又はメニュー4に係るIP通信網契約の申込み及び長期継続利用の申出があった場合は、IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とします。

カ IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合（エ又はオの規定に該当する場合を除きます。）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の 場合	残余の期間 が1年未満 である場合
メニュー4の利用回線型サービス、メニュー5-1の	3,500円 （税込価格）	1,750円 （税込価格）

	46Mb/sの品目又はメニュー5 - 2に係るもの	3,675円)	1,837.5円)
	メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5 - 1の100Mb/sの品目におけるプラン3若しくはプラン4に係るもの	5,000円 (税込価格 5,250円)	2,500円 (税込価格 2,625円)
	メニュー5 - 1の100Mb/sの品目におけるプラン1に係るもの	50,000円 (税込価格 52,500円)	25,000円 (税込価格 26,250円)
	メニュー5 - 1の100Mb/sの品目におけるプラン2に係るもの	12,000円 (税込価格 12,600円)	6,000円 (税込価格 6,300円)
(10) メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4の通信等に係る取り扱い	<p>ア メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網サービスについては、通信の都度指定する他の契約者回線等（以下この欄において「通信の相手先」といいます。）との間において、通信相手先識別符号（IPv6による通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を用いて、IPv6によりIP通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限ります。以下「IPv6による契約者回線間通信」といいます。）を行うこと並びにその契約者回線に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイルの供給（以下「セキュリティファイル供給」といいます。）を受けることができます。</p> <p>イ IPv6による契約者回線間通信については、メニュー7に係る契約者回線、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係る契約者回線又は2 - 8（付加機能利用料）(1)のIPv6通信機能を提供されている契約者回線等との間に限り行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、1の契約者回線ごとに1の通信相手先識別符号（2 - 8（付加機能利用料）(1)の通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。）を付与します。</p> <p>エ IP通信網契約者は、通信の相手先（メニュー7に係るものを除きます。）に対するメッセージを当社の符号蓄積装置へ蓄積し、その通信の相手先が当社が別に定める方法によりその再生及び消去を行うことができます。</p> <p>エ IP通信網契約者は、通信の相手先（メニュー7に係るものを除きます。）に対するメッセージを当社の符号蓄積装置へ蓄積し、その通信の相手先が当社が別に定める方法によりその再生及び消去を行うことができます。</p> <p>オ IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録した通信相手先識別符号若しくはあらか</p>		

	<p>じめ登録した通信相手先識別符号以外の通信相手先識別符号に係る契約者回線等からの着信若しくは当社の符号蓄積装置へのメッセージの蓄積を許容しないことができます。</p> <p>カ 当社は、符号蓄積装置にコンピュータウイルスを含む符号が蓄積されていることを知った場合又は当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合は、現に蓄積されている符号を消去することがあります。</p> <p>キ 当社は、カの規定により現に蓄積されている符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>ク 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。</p> <p>ケ 当社は、1の契約者回線ごとに1の端末設備において利用可能なセキュリティファイル(2-8(付加機能利用料)(1)のセキュリティファイル供給先追加機能により追加されるものを除きます。)を供給します。</p> <p>コ IP通信網契約者は、セキュリティファイル供給を受けるために必要な情報を、当社が必要により設置する電気通信設備であって当社が指定するものにあらかじめ登録していただきます。</p> <p>サ IP通信網契約者は、コに規定する情報及び通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>シ 当社は、セキュリティファイル供給によりコンピュータウイルスの検出若しくは駆除及び第三者による不正アクセスの防止等を完全に行うことを保証するものではありません。</p> <p>ス 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、IPv6による契約者回線間通信及びセキュリティファイル供給を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(11) 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表1に規定するところにより、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。
(12) 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用	当社は、料金表別表2に規定するところにより、利用料金の複数年高額利用契約型割引を適用します。
(13) 学校に限定した利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表3に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。
(14) 多回線長期継続利用型割引の適用	当社は、料金表別表4に規定するところにより、多回線長期継続利用型割引を適用します。
(15) 復旧等に伴い収	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一

容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	時的に収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、2 (料金額) の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 I P 通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(16) 屋内配線利用料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット (ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。) までの配線</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、2 - 4 - 2 (2) の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</p>
(17) メニュー 4 に関する利用料金の適用除外	<p>メニュー 4 に係る I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態 (DSL 方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置 (以下「DSL モデム」といいます。) とその DSL モデムと対向して収容 I P 通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。) となった場合 (そのことを当社が確認できる場合に限り) であって、その I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して 20 日以内に、I P 通信網契約者からその旨の申出があり、その I P 通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2 (料金額) の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p>

2 料金額

2 - 1 メニュー 1 に関する利用料金

月額

料金種別	単 位	料 金 額
利用料	I P 通信網サービスを利用する 1 の B チャネルごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)

2 - 2 メニュー 2 に関する利用料金

2 - 2 - 1 基本額

(1) 基本料

ア プラン 1 に係るもの

(ア) 契約者回線型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー 2 - 1 に係る もの	128kb/sのもの	18,000円 (税込価格 18,900円)	
	1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	50,000円 (税込価格 52,500円)
		エコノミークラスのもの	38,500円 (税込価格 40,425円)
メニュー 2 - 2 に係る もの	0.5Mb/s ~ 34Mb/sのもの	288,000円 (税込価格 302,400円)	
	35Mb/s ~ 69Mb/sのもの	450,000円 (税込価格 472,500円)	
	70Mb/s ~ 135Mb/sのもの	600,000円 (税込価格 630,000円)	
メニュー 2 - 3 に係る もの	1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	570,000円 (税込価格 598,500円)
		クラス 2 のもの	840,000円 (税込価格 882,000円)

(イ) 契約者回線群型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 2 - 2 に係る もの	12Mb/sのもの	180,000円 (税込価格 189,000円)
	42Mb/sのもの	310,000円 (税込価格 325,500円)
メニュー 2 - 3 に係る もの	10Mb/sのもの	91,000円 (税込価格 95,550円)
	100Mb/sのもの	550,000円 (税込価格 577,500円)

イ プラン2に係るもの
 (ア) 契約者回線型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー2 - 1に係る もの	128kb/sのもの	22,000円 (税込価格 23,100円)	
	1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	100,000円 (税込価格 105,000円)
		エコノミークラスのもの	88,500円 (税込価格 92,925円)
メニュー2 - 2に係る もの	0.5Mb/s ~ 34Mb/sのもの	888,000円 (税込価格 932,400円)	
	35Mb/s ~ 69Mb/sのもの	1,350,000円 (税込価格 1,417,500円)	
	70Mb/s ~ 135Mb/sのもの	1,800,000円 (税込価格 1,890,000円)	
メニュー2 - 3に係る もの	1 Gb/sのもの	クラス1のもの	1,550,000円 (税込価格 1,627,500円)
		クラス2のもの	1,820,000円 (税込価格 1,911,000円)

(イ) 契約者回線群型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー2 - 2に係る もの	12Mb/sのもの	440,000円 (税込価格 462,000円)
	42Mb/sのもの	990,000円 (税込価格 1,039,500円)
メニュー2 - 3に係る もの	10Mb/sのもの	311,000円 (税込価格 326,650円)
	100Mb/sのもの	1,530,000円 (税込価格 1,627,500円)

(2) メニュー 2 - 3 における 1 Gb/sのものに係る加算料

ア プラン 1 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目		料 金 額
200Mb/s ~ 1 Gb/s のもの	クラス 1 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 80,000 円 (税込 価 格 84,000円)を加えた額
	クラス 2 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 110,000 円 (税込 価 格 115,500円)を加えた額

イ プラン 2 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目		料 金 額
200Mb/s ~ 1 Gb/s のもの	クラス 1 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 1,060,000 円 (税込 価 格 1,113,000円)を加えた額
	クラス 2 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 1,090,000 円 (税込 価 格 1,144,500円)を加えた額

(3) 回線利用料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		単 位	料 金 額(月額)
回線利用料	メニュー 2 - 1 のもの	1 契約者回線ごとに	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額 (長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないものに限ります。) と同額
	メニュー 2 - 2 のもの	1 契約者回線ごとに	その契約者回線を同一内容の第 1 種 A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額 (長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないものに限ります。) と同額
	契約者回線群	契約者回線群に係るもの	1 契約者回線群ご

	型サービスに係るもの			とに	その契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料（基本額）及び通信料金（長期継続利用に係る料金額の減額の適用及び高額利用に係る料金額の割引の適用等を適用していないものに限ります。以下この表において同じとします。）と同額
		契約者回線（追加契約者回線を除きます。）に係るもの		1 契約者回線ごとに	その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料（基本額）及び通信料金と同額
		追加契約者回線に係るもの	基本料	1 契約者回線群ごとに	50,000円 (税込価格 52,500円)
			加算料	1 追加契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
メニュー2-3の契約者回線群型サービスの追加契約者回線の提供に係るもの	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	契約者回線群に係るもの		1 契約者回線群ごとに	50,000円 (税込価格 52,500円)
		追加契約者回線に係るもの		1 追加契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
	最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	契約者回線群に係るもの		1 契約者回線群ごとに	80,000円 (税込価格 84,000円)
		追加契約者回線に係るもの	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 追加契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
			最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 追加契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
備考					
1 メニュー2-2に係る契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分は、0.5Mb/s～34Mb/sの品目によってはその契約者回線を同一内容の第1種AT					

M専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される1芯式のもの、35Mb/s～135Mb/sの品目にあっては2芯式のものと同額をそれぞれ適用します。

- メニュー2-3の契約者回線群型サービスの追加契約者回線の提供に係るものが最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なものは、メニュー2-3の100Mb/sの品目のもの限り提供します。

2 - 2 - 2 加算額

(1) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にあるとき(②に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (月額)
区域外 線路	メニュー2-1のもの	1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-2の契約者回線群型サービスのもの	1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに その契約者回線を64kb/s又は128kb/sの品目以外の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額
契約者 回線の 部分	メニュー2-2の契約者回線群型サービスのもの	1 契約者回線ごとに その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料の加算額と同額

(2) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異 経 路 の 線 路	メニュー2-1のもの その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの その契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-2の契約者回線群型サービスのもの その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-3(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)のもの その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

(3) 回線終端装置利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線終端装置	メニュー 2 - 1 のもの	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
	メニュー 2 - 2 の契約者回線型サービスのもの	その契約者回線を同一内容の第 1 種 A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
	メニュー 2 - 2 の契約者回線群型サービスのもの	その契約者回線を同一内容の A T M データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線終端装置使用料と同額
備考 回線終端装置は、メニュー 2 - 1 のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものに限ります。)及びメニュー 2 - 2 のもの(契約者回線型サービスであって 1 芯式の契約者回線を利用したもの又は契約者回線群型サービスのものに限ります。)に限り提供します。		

(4) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額	
配線	メニュー 2 - 1 又はメニュー 2 - 2 用のもの	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 2 のものにあつては同一内容の第 1 種 A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される屋内配線専用料と同額	
	メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s 用のもの	クラス 1 のもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
		クラス 2 のもの	4,000円 (税込価格 4,200円)
備考 屋内配線は、メニュー 2 - 1 のもの (1.5Mb/s の品目のエコノミークラスのものを除きます。) メニュー 2 - 2 のもの (契約者回線型サービスであつて 2 芯式の契約者回線を利用したものに限ります。) 及びメニュー 2 - 3 における 1 Gb/s のものに限り提供します。			

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
回線接続装置	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 2 のものにあつては同一内容の第 1 種 A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される機械専用料と同額
備考 屋内配線は、メニュー 2 - 1 のもの (1.5Mb/s の品目のエコノミークラスのものを除きます。) 及びメニュー 2 - 2 のもの (契約者回線型サービスであつて 2 芯式の契約者回線を利用したものに限ります。) に限り提供します。	

2 - 3 メニュー 3 に関する利用料金

2 - 3 - 1 メニュー 3 - 1 に係る利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ 1 に係るもの	500MBのもの 27,000円 (税込価格 28,350円)
	1GBのもの 36,000円 (税込価格 37,800円)
	5GBのもの 95,000円 (税込価格 99,750円)
	10GBのもの 140,000円 (税込価格 147,000円)
	30GBのもの 320,000円 (税込価格 336,000円)
	50GBのもの 500,000円 (税込価格 525,000円)
	100GBのもの 950,000円 (税込価格 997,500円)
タイプ 2 に係るもの	500MBのもの 57,000円 (税込価格 59,850円)
	1GBのもの 65,000円 (税込価格 68,250円)
	5GBのもの 148,000円 (税込価格 155,400円)
	10GBのもの 208,000円 (税込価格 218,400円)
	30GBのもの 448,000円 (税込価格 470,400円)
	50GBのもの 688,000円 (税込価格 722,400円)
	100GBのもの 1,288,000円 (税込価格 1,352,400円)

2 - 3 - 2 メニュー 3 - 2 に係る利用料

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	250,000円 (税込価格 262,500円)
100Mb/sのもの	850,000円 (税込価格 892,500円)

2 - 4 メニュー 4 に関する利用料金

2 - 4 - 1 利用料

(1) 基本料

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 2,700円 (税込価格 2,835円)
	8 Mb/sのもの 2,800円 (税込価格 2,940円)
	12Mb/sのもの 2,900円 (税込価格 3,045円)
	24Mb/sのもの 2,950円 (税込価格 3,097.5円)
	40Mb/sのもの 2,980円 (税込価格 3,129円)
	47Mb/sのもの 2,980円 (税込価格 3,129円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 4,550円 (税込価格 4,777.5円)
	8 Mb/sのもの 4,750円 (税込価格 4,987.5円)
	12Mb/sのもの 4,850円 (税込価格 5,092.5円)
	24Mb/sのもの 4,920円 (税込価格 5,166円)
	40Mb/sのもの 4,950円 (税込価格 5,197.5円)
	47Mb/sのもの 4,950円 (税込価格 5,197.5円)

(2) タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	2,500円 (税込価格 2,625円)

2 - 4 - 2 加算額

(1) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(2) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	60円(税込価格 63円)

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

(ア) 基本料

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料金額		
回線接続装置	変復調装置 (A D S L モデム)	440円 (税込価格 462円)	
	帯域分離多重装置 (スプリッタ)	50円 (税込価格 52.5円)	
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ)	440円 (税込価格 462円)	
	ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応ブロードバンドルータ)	300円 (税込価格 315円)	
	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応電話機アダプタ)	300円 (税込価格 315円)	
	無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応 A D S L モデム内蔵ルータ)	基本装置	900円 (税込価格 945円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応ブロードバンドルータ)	基本装置	600円 (税込価格 630円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (フレッツ・セーフティ対応ブロードバンドルータ)	380円 (税込価格 399円)	
	無線 L A N 対応型ルータ機能・ I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (I P 電話機能付きフレッツ・セーフティ対応ブロードバンドルータ)	基本装置	600円 (税込価格 630円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	備考		
1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。			
2 変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型ルータ機能			

付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能・ I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとします。

3 当社は、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能・ I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、基本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置を提供します。

4 無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置又は無線 L A N 対応型ルータ機能・ I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(増設装置を提供する場合に限ります。)を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

(イ) タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 525円)

2 - 5 メニュー 5 に関する利用料金

2 - 5 - 1 利用料

(1) 基本料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 1 に 係るもの	40,000円 (税込価格 42,000円)
		プラン 2 に 係るもの	9,000円 (税込価格 9,450円)
		プラン 3 に 係るもの	4,300円 (税込価格 4,515円)
		プラン 4 に 係るもの	4,300円 (税込価格 4,515円)
	46Mb/sのもの		3,500円 (税込価格 3,675円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 1 に 係るもの	3,100円 (税込価格 3,255円)
		プラン 2 に 係るもの	2,600円 (税込価格 2,730円)
	46Mb/sの もの	プラン 1 に 係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)
		プラン 2 に 係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)
備考 メニュー 5 に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限り、）の数は、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係るものにあつては合わせて最大50まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものにあつては合わせて最大10まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 のもの、メニュー 5 - 1 の46Mb/sのもの及びメニュー 5 - 2 のものにあつては合わせて最大5までとしていただきます。			

(2) タイプ 2 のものに係る加算料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの		2,500円 (税込価格 2,625円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/s のもの	タイプ 2 - 1 に係るもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
		タイプ 2 - 2 に係るもの	1,000円 (税込価格 1,050円)

2 - 5 - 2 加算額

(1) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

(2) 屋内配線設備の部分

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ア 基本料	200円(税込価格 210円)
イ 加算料	800円(税込価格 840円)
備考 1 屋内配線設備の部分に係る加算額はメニュー5 - 1の品目が100Mb/sのものに係る契約者回線に適用します。 2 加算料については、その契約者回線がある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内の当社が指定する線路設備(当社が設置した部分に限ります。)の全てが1芯の形態のものである場合以外の場合(当社が暫定的に1芯の形態のものとした場合を含みます。)に限り適用します。	

(3) 回線終端装置利用料

ア 基本料

1 装置ごとに月額

区 分			料 金 額
回線終端装置	メニュー5 - 1 のもの	100Mb/sのもの	900円 (税込価格 945円)
		46Mb/sのもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
	メニュー5 - 2のもの		1,300円 (税込価格 1,365円)
備考 メニュー5 - 2のものに係る回線終端装置利用料は、46Mb/sの品目のもの に係る契約者回線に限り適用します。			

イ タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	500円(税込価格 525円)

(4) 端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分			料金額	
回線接続装置	配線設備多重装置 (契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置)	50Mb/s タイプ	下記以外のもの	400円 (税込価格 420円)
			無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのもの	基本装置
		増設装置		300円 (税込価格 315円)
		70Mb/s タイプ	下記以外のもの	450円 (税込価格 472.5円)
			無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのもの	基本装置
		増設装置		300円 (税込価格 315円)
	100Mb/s タイプ	下記以外のもの	500円 (税込価格 525円)	
		無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのもの	基本装置	800円 (税込価格 840円)
	増設装置		300円 (税込価格 315円)	
	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロードバンドルータ)			300円 (税込価格 315円)
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)			300円 (税込価格 315円)
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置(無線LAN機能付きIP電話サービス対応ブロードバンドルータ)		基本装置	600円 (税込価格 630円)
増設装置			300円 (税込価格 315円)	
ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(フレッツ・セーフティ対応ブロードバンドルータ)			380円 (税込価格 399円)	
無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(IP電話機能付きフレッツ・セーフティ対応ブロードバンドルータ)		基本装置	600円 (税込価格 630円)	
		増設装置	300円 (税込価格 315円)	
備考				
1 配線設備多重装置は、メニュー5-2(46Mb/sの品目のものを除きます。)に係る契約者回線に限り提供します。				
2 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信				

網契約者が属する契約者グループごとに、50Mb/sタイプ、70Mb/sタイプ又は100Mb/sタイプの中からいずれか1つを選択していただきます。

- 3 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 4 配線設備多重装置を用いた通信については、50Mb/sタイプにあつては当社が別に定める伝送速度まで、70Mb/sタイプにあつては下り（契約者回線から自営端末設備への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。）に係る伝送速度については最大概ね70Mbit/sまで、上り（自営端末設備から契約者回線への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。）に係る伝送速度については最大概ね30Mbit/sまでの伝送速度まで、70Mb/sタイプにあつては下りに係る伝送速度については最大概ね100Mbit/sまで、上りに係る伝送速度については最大概ね35Mbit/sまでの符号伝送が可能なものとなります。
- 5 ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 6 配線設備多重装置（無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。）ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとします。
- 7 当社は、配線設備多重装置（無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。）無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置を提供します。
- 8 配線設備多重装置（無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。）無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置を提供する場合に限ります。）を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

2 - 6 メニュー 6 に関する利用料金

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (月額)
利用料	1 契約者識別符号ごとに	900円(税込価格 945円)

2 - 7 メニュー 7 に関する利用料金

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	800,000円 (税込価格 840,000円)
1 Gb/sのもの	3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)

2 - 8 付加機能利用料

(1) (2)以外のもの

区 分		単 位	料金額（月額）
グループ設定機能	メニュー2（メニュー2-3における1Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した契約者回線番号に係る契約者回線等（メニュー1に係るものに限り、）からの通信（発信者番号通知を行う通信に限り、）のみを許容する機能	ア 登録可能番号数（1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる契約者回線番号の数をいいます。以下同じとします。）が100以内のもの	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 3,000円 (税込価格 3,150円)
		イ 登録可能番号数が300以内のもの	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)
		ウ 登録可能番号数が1,000以内のもの	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 10,000円 (税込価格 10,500円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能番号数に応じて、上記の3種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の契約者回線番号を消去することがあります。</p>		
発信者識別符号認証代行機能	メニュー2（メニュー2-3における1Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号（契約者回線等（メニュー2及びメニュー3に係るものを除きます。）からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであつて、IP通信	ア 登録可能符号数（1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる発信者識別符号の数をいいます。以	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 12,000円 (税込価格 12,600円)

能	<p>網契約者が割り当てるものを いいます。以下同じとしま す。)を利用した通信のみを許 容する機能</p>	<p>下同じとし ます。)が50 以内のもの</p>		
		<p>イ 登録可能 符号数が 100以内の もの</p>	<p>1 契約者回 線(契約者 回線群型サ ービスにあ っては1契 約者回線 群)ごとに</p>	<p>18,000円 (税込価格 18,900円)</p>
		<p>ウ 登録可能 符号数が 300以内の もの</p>	<p>1 契約者回 線(契約者 回線群型サ ービスにあ っては1契 約者回線 群)ごとに</p>	<p>30,000円 (税込価格 31,500円)</p>
		<p>エ 登録可能 符号数が 500以内の もの</p>	<p>1 契約者回 線(契約者 回線群型サ ービスにあ っては1契 約者回線 群)ごとに</p>	<p>45,000円 (税込価格 47,250円)</p>
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の4種類の中 からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行 います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき は、現に登録中の発信者識別符号を消去することがあります。</p> <p>4 IP通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号の適正な管理に努 めていただきます。</p> <p>5 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供す ることに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
無線 アクセ ス機能 (フレッ ツ・ス ポ	<p>メニュー1、メニュー4又はメニュー5の契 約者回線等に係るIP通信網契約者につい て、そのIP通信網契約者が指定する1の移 動無線装置から無線基地局設備を経由してIP 通信網サービスを利用することを可能とす る機能</p>	<p>1 契約者回 線等ごとに</p>	<p>800円 (税込価格 840円)</p>	
	備考	<p>1 この付加機能には、区分がタイプ1のもの(タイプ2以外のものを いいます。以下同じとします。)とタイプ2のもの(通信を行うための IP通信網契約者の認証においてIEEE802.1xに規定する方式を使用す るものをいいます。以下同じとします。)があります。</p> <p>2 IP通信網契約者は、1の契約者回線等につき1の移動無線装置に 限り、この機能を利用することができます。</p>		

ツ
(ト)

- 3 IP通信網契約者は、この付加機能を実無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 4 この付加機能を利用した通信については、無線基地局装置又はIP通信網契約者が指定する移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 5 この付加機能を利用した通信については、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー6に係る契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)との間について行うことができます。
- 6 IP通信網契約者は、当社がそのIP通信網契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- 7 当社は、無線区間における通信については、IEEE802.11b、IEEE802.11g又はIEEE802.1xに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 8 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

閉域グループ内通信機能(フレッツ・グループ)	メニュー1、メニュー4又はメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線等について、この機能の提供を受ける契約者回線等とそのIP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線等(メ	ア その閉域グループに属するすべての契約者回線等(この欄に規定する機能の提供を受けているものとします。)	(ア) 1の閉域グループに属する契約者回線等の上限が10のもの(ベーシックメニュー)	以外のもの	1契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号(この機能に係る通信を行うIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)ごとに	1,800円 (税込価格 1,890円)
			(イ) 1の閉域グループに属する契約者回線等の上限が20のもの(ビジネスメニュー個別契約形態)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係るもの	1契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
						4,000円 (税込価格 4,200円)

<p>メニュー1、メニュー4、メニュー5又はメニュー6に係るものに限ります。)からなるグループ(右欄の区分が同一のものとなります以下「閉域グループ」といいます。)内の契約者回線等との間において、IP通信網のみを介した通信を可能とする機能</p>	<p>イ その閉域グループにおいてこの機能の提供を受けている契約者回線等とその閉域グループ内の他の契約者回線等との間の通信を行うことができるもの(ビジネスメニュー一括契約形態)</p>	<p>(ア) 1の閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの</p>	又は以外のもの	<p>この機能の提供を受ける1の契約者回線等につき1の閉域グループごとに</p>	28,000円 (税込価格 29,400円)
			メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1に係るものであって、以外のもの		48,000円 (税込価格 50,400円)
			その閉域グループ内においてメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線との間の通信が可能なもの		168,000円 (税込価格 176,400円)
			又は以外のもの		56,000円 (税込価格 58,800円)
			メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1に係るものであって、以外のもの		84,000円 (税込価格 88,200円)
			その		336,000円

				閉域グループ内においてメニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線との間の通信が可能なもの	(税込価格 352,800円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記の区分がアのものに係る1の閉域グループにおけるメニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線の数の上限は1とします。 2 上記の区分がイのものに係る1の閉域グループにおいてこの機能の提供を受けることとなる契約者回線等の数は1とします。 3 IP通信網契約者(上記の区分がアのものに係る者に限ります。以下この項において同じとします。)は、その閉域グループにおいてIP通信網契約者が2人以上であるときは、そのうちの1人(その閉域グループにメニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線が属する場合は、その契約者回線に係るIP通信網契約者とします。)を当社に対する代表者(その閉域グループに属することとなる全てのIP通信網契約者の同意に基づき指定される者であって、その閉域グループに属する他のIP通信網契約者に代って、代表者の変更等の当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行うことができる者)とします。以下この欄において同じとします。)と定め、これを当社に届け出ていただきます。 4 当社は、IP通信網契約者(その閉域グループにおいてこの機能の提供を受けているIP通信網契約者が2人以上となる場合は代表者とします。)からの請求により閉域グループを設定します。 5 当社は、IP通信網契約者(メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る者を除きます。)から請求があったとき(代表者から請求があった場合を含みます。)は、そのIP通信網契約者が指定する閉域グループに係る閉域グループ内通信機能の提供を行います。この場合、IP通信網契約者(上記の区分がアのものに係る者に限ります。)は、その閉域グループに係る全てのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。 6 IP通信網契約者は、閉域グループ内通信機能の区分の変更に係る請求を行うことはできません。 7 上記の区分がアのものに係る閉域グループにおけるメニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線について、この付加機能の廃止があった場合は、その閉域グループに係る他の契約者回線等についても、この付加機能を廃止します。 8 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与される閉域グループ識別符号(閉域グループを識別するための英字又は数字等 				

	<p>の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。</p> <p>9 1の閉域グループにつき付与される閉域グループ内通信機能利用者識別符号の数の上限は、その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限と同数とし、1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号を1の契約者回線等にて利用していただきます。</p> <p>10 閉域グループ識別符号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。</p> <p>11 IP通信網契約者は、閉域グループ識別符号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>12 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
<p>契約者回線等相互間通信機能(フレッツ・コミュニケーション)</p>	<p>メニュー1、メニュー4、メニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン1若しくはプラン4に係るものに係るものを除きます。)又はメニュー6に係る契約者回線等について、契約者回線等識別符号(この機能を利用する契約者回線等を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)を用いて、通信の都度指定する他の契約者回線等(この機能の提供を受けているものに限り、以下この欄において「通信の相手先」といいます。)であってこの機能を利用しているものとの間において、IP通信網のみを介した通信(当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「通信の相手先がこの機能を利用していない場合にその通信を当社の符号蓄積装置へ転送してメッセージを蓄積し、その通信の相手先が当社が別に定める方法によりその再生及び消去を行うことを可能とする機能並びにそのIP通信網契約者が当社が別に定めるところによりあらかじめ登録した契約者回線等識別符号以外の契約者回線等識別符号に係る契約者回線等からの着信又は当社の符号蓄積装置へのメッセージの蓄積を許容しない機能</p>	<p>1 契約者回線等識別符号ごとに</p>	<p>480円 (税込価格 504円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 当社は、メニュー6に係るものにあつては1の契約者識別符号ごとに、その他のものにあつてはこの機能を提供する1の契約者回線等ごとに1の契約者回線等識別符号を付与します。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは契約者回線等識別符号を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p> <p>3 IP通信網契約者は、契約者回線等識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>4 当社は、その契約者回線等についてIP通信網サービス利用権の譲</p>		

	<p>渡があった場合は、その契約者回線等相互間通信機能を廃止します。</p> <p>5 メッセージとして蓄積することが可能な符号の容量及び期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されているメッセージを消去することがあります。</p> <p>7 当社は、この備考の6の規定により現に蓄積されているメッセージを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>8 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
同時通信可能着信先数追加機能（フレッツ・プラス）	メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4のものを除きます。）に係る契約者回線等について、同時に通信を行うことが可能な着信先（当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の数を2を超えて（メニュー5-1の100Mb/sのプラン1のものにあつては4を超えて）追加することを可能とする機能	ア イ以外のもの	2を超えて追加する1の同時通信が可能な着信先ごとに	1,000円 （税込価格 1,050円）
		イ メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るもの	4を超えて追加する1の同時通信が可能な着信先ごとに	2,000円 （税込価格 2,100円）
備考	同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限については、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るものにあつては20まで、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2に係るものにあつては10まで、その他のものにあつては5までとします。			
IPv6通信機能（フレッツ・v6アプリ）	メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4のものを除きます。）に係る契約者回線等について、通信の都度指定する他の契約者回線等との間において、通信相手先識別符号を用いてIPv6によりIP通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限り、）を行うこと並びにその契約者回線に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイルの供給を受けることを可能とする機能		1契約者回線等ごとに	480円 （税込価格 504円）
	備考	この機能の提供にあつては、1（適用）の(10)欄の各号の規定に準じて取り扱います。		
通信相手先識別	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係る契約者回線又はIPv6通信機能を提供されている契約者回線（メニュー4に係るものを除きます。）について、通信相手先識別符号を1を超えて取得することを可能とする機能		追加する1の通信相手先識別符号ごとに	200円 （税込価格 210円）

別符号追加機能	備考	<p>1 追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、最大4までとします。</p> <p>2 その契約者回線についてIPv6通信機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。</p>				
	セキュリティファイル供給先追加機能	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係る契約者回線又はIPv6通信機能を提供されている契約者回線等について、1を超える端末設備においてセキュリティファイル供給を受けることを可能とする機能	セキュリティファイル供給を受ける端末設備を追加することが可能な数が1のもの	1契約者回線等ごとに	420円 (税込価格 441円)	
			セキュリティファイル供給を受ける端末設備を追加することが可能な数が最大4までのもの	1契約者回線等ごとに	1,650円 (税込価格 1,732.5円)	
	備考	その契約者回線についてIPv6通信機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。				
同報通信機能		メニュー7のものについて、その契約者回線から送信された符号を複製して複数の契約者回線等へ送信を行うことを可能とする機能	基本額	メニュー7における100Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	350,000円 (税込価格 367,500円)
				メニュー7における1Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	2,500,000円 (税込価格 2,625,000円)
			加算額		この機能を利用して送信される符号が着信する1の契約者回線等ごとに	200円 (税込価格 210円)
	備考	<p>1 料金月の初日以外の日、この機能を利用して送信される符号が着信する契約者回線等の追加があった場合(その追加があった料金月にその契約者回線等の廃止があった場合又はその契約者回線等について廃止があった後、再び追加があった場合を除きます。)は、この機能の加算額について、その料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>2 この機能の利用に係る通信については、利用することが可能な通信相手先識別符号の数は、最大128までとさせていただきます。</p> <p>3 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				

(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区 分		単 位	料金額
セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。）との通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申し出により、その通信に係るセッションを解除する機能		
備考	当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、回線終端装置利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
備考 臨時IP通信網契約は、メニュー2（メニュー2-2の契約者回線群型サービスのものを除きます。）及びメニュー3に限り締結します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>IP通信網契約（メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	IP通信網契約（メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
契約料	IP通信網契約（メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) メニュー4に関する契約料の適用に関する特例	<p>メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</p>						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)

第2表 工事に関する費用

第1 施設設置負担金

1 適用

区 分	内 容
施設設置負担金の適用	<p>ア 施設設置負担金は、メニュー2 - 1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのもの及びその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)であって臨時IP通信網契約以外の契約に係るものについて適用します。</p> <p>イ アに規定するほか、その他の施設設置負担金の適用については、その契約者回線を同一内容の専用サービスとみなした場合の適用に準ずるものとします。</p>

2 施設設置負担金の額

引込線1回線ごとに

区 分	料 金 額
メニュー2	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の施設設置負担金と同額

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費及び契約者回線等変更工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）回線終端装置工事、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格30,450円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格30,450円）を超える場合は29,000円（税込価格30,450円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって、回線終端装置工事、配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。）を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td> <p>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</p> </td> </tr> <tr> <td>イ 契約者回線等変更工事費</td> <td> <p>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ 回線調整工事費</td> <td> <p>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	<p>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</p>	イ 契約者回線等変更工事費	<p>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</p>	ウ 回線調整工事費	<p>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回</p>
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	<p>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</p>								
イ 契約者回線等変更工事費	<p>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</p>								
ウ 回線調整工事費	<p>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回</p>								

		線調整（回線収容替え（イの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
	エ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
	オ 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 （ア） 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 （イ） 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
	カ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。	
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時IP通信網契約に係る配線工事	
(6) 契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分等に係る工事費の適用	ア メニュー2（メニュー2-2の契約者回線群型サービスのもの及びメニュー2-3に係るものを除きます。）に係る契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分は、その契約者回線の一端（メニュー2-1のものにおける128kb/sのもの及び1.5Mb/s（エコノミークラスを除きます。）のもの並びにメニュー2-2のものにおける35Mb/s～135Mb/sのものについては、当社が提供する屋内配線及び宅内機器を利用しているものとします。）とみなして工事費を適用します。 イ メニュー2-2の契約者回線群型サービスのものに係る中継伝送回線は、その中継伝送回線と同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなして工事費を適用します。	
(7) 割増工事費の適用	当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、	

	<p>その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="568 383 1267 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 383 919 432">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="919 383 1267 432">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 432 919 786">午後5時から午後10時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td data-bbox="919 432 1267 786">その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,050円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格 1,050円）を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 786 919 1010">午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td data-bbox="919 786 1267 1010">その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,050円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格 1,050円）を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,050円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格 1,050円）を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,050円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格 1,050円）を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,050円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格 1,050円）を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,050円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格 1,050円）を加算した額						
(8) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						
(9) メニュー4に関する工事費の適用除外	メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費（リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るもの）に限り、）は適用しません。						

2 工事費の額

2 - 1 メニュー 1 に関するもの

メニュー 1 の提供の開始、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更、移動無線装置の登録情報の変更、利用の一時中断若しくは再利用、閉域グループ内通信機能の利用開始、代表者の変更、利用回線の移転、IP通信網契約者からの請求による利用回線の契約者回線番号の変更、利用の一時中断若しくは再利用又は契約者回線等相互間通信機能の利用開始、利用回線の移転、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
(2) 交換機等工事費	ア イからエ以外の工事（利用回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する場合を除きます。）		IP通信網サービスを利用する1のBチャンネルごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)	
	イ 無線アクセス機能に関する工事	(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のとき	区分がタイプ1のもの	1 契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			区分がタイプ2のもの	1 契約者回線等ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
		(イ) 区分の変更工事	タイプ2への変更の場合	1 契約者回線等ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
			タイプ1への変更の場合	1 契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) 利用の一時中断の工事		1 契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) 再利用の工事			(ア)の工事費と同額
	ウ 閉域グループ内通信機能に関する工事	(ア) (イ)及び(ウ)以外のとき	以外の工事	1 の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			閉域グループ内通信機能の区分がイのものに関する工事	1 閉域グループごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事		1 契約者回線等ごとに

			1,050円)
		(ウ) 再利用の工事	(イ)の工事費と同額
エ 契約者回線等相互間通信機能に関する工事	(ア) (イ)及び(ウ)以外 のとき	1 契約者回線等識別 符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 利用の一時中断の工 事	1 契約者回線等識別 符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) 再利用の工事		(ア)の工事費と同額

2 - 2 メニュー 2 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、グループ設定機能の利用開始、区分の変更若しくは契約者回線番号の追加登録、発信者識別符号認証代行機能の利用開始若しくは区分の変更、セッション解除機能の利用、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の登録若しくは変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
ア 基 本工 事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)		
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)		
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
イ 交 換機 等工 事費	(ア) 契約者回線(メニュー2-1又はメニュー2-3のものであってその終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)に関する工事		引込線1回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ)付 加機 能に 関す る工 事	グ ル ー プ 設 定 機 能 に 関 す る 工 事 の 場 合	利用の開始又は契約者回線の移転(収容IP通信網サービス取扱所を変更するものに限ります。)の工事のとき	1の契約者回線 番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
			区分の変更工事(上欄の移転の工事と同時に施工されるものを除きます。)のとき	1契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			契約者回線番号の追加登録工事のとき	追加登録する1 の契約者回線番 号ごとに	700円 (税込価格 735円)
	発 信 者 識 別 符 号 認 証 代 行 機 能 に 関 す る 工 事	利用の開始又は契約者回線の移転	契約者回線の設置若しくは移転(収容IP通信網サービス取扱所を変更するものに限ります。)又は品目の変更(メニュー2-	1契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)

			する 工事 の場 合	(収 容I P通 信網 サー ビス 取扱 所を 変更 する もの に限 りま す。) の工 事の とき	2に係るもので あって下記の区 分内における品 目間に係るもの を除きます。)の 工事と同時に施 工する場合		
			上 記 以 外 の 場 合		メニュー 2 - 1の もの及び メニュー 2 - 3に おける 10Mb/sの 品目のもの	1 契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
				メニュー 2 - 2の 契約者回 線型サー ビスのも の(0.5Mb /sから34 Mb/sの品 目のもの に限ります 。)及び 契約者回 線群型サ ービスの もの	1 契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)	
				メニュー 2 - 2の 契約者回 線型サー ビスのも の(35Mb /sから69 Mb/sの品 目のもの に限ります 。)	1 契約者回線ご とに	9,000円 (税込価格 9,450円)	
				メニュー 2 - 2の 契約者回 線型サー ビスのも の(70Mb	1 契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)	

				/sから13 5Mb/sの 品目のも のに限り ます。及 びメニ ュー2-3 における 100Mb/s の品目の もの		
				区分の変更工事（上欄 の移転の工事と同時に 施工されるものを除き ます。）のとき	1 契約者回線 （契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群）ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
				セッション解除機能に関す る工事の場合	解除する1のセ ッションごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(ウ)取 扱所 交換 設備 に関 する 工事 ((イ) の場 合を 除き ます。)	契 約者 回線 (追 加契 約者 回線 を除 きま す。以 下 この 欄 にお いて 同じ とし ま す。)の 設 置、 増設 若し くは 移転 (収 容I P通 信網	メ ニ ュー 2-1 の もの 及び メ ニ ュー 2-3 にお ける 10Mb/s の品 目の もの	プ ラ ン 1 に 係 る も の	1 契約者回線ご とに	7,000円 (税込価格 7,350円)	
			プ ラ ン 2 に 係 る も の	1 契約者回線ご とに	27,000円 (税込価格 28,350円)	
		メ ニ ュー 2-2 の契 約者 回線 型サ ービ スの もの (0.5Mb/s から34 Mb/sの 品目の もの に限 りま す。)	プ ラ ン 1 に 係 る も の	1 契約者回線ご とに	8,000円 (税込価格 8,400円)	
			プ ラ ン 2 に 係 る も の	1 契約者回線ご とに	28,000円 (税込価格 29,400円)	
		メ ニ ュー 2-2 の契 約者 回線 型サ ービ スの もの (35Mb/s から69 Mb/sの 品目の もの に限 りま す。)	プ ラ ン 1 に 係 る も の	1 契約者回線ご とに	14,000円 (税込価格 14,700円)	
			プ ラ ン 2	1 契約者回線ご とに	34,000円 (税込価格	

					に係 るも の		35,700円)
サー ビス 取 扱 所 を 変 更 す も の に 限 り ま す。 入 品 目 若 し は 細 目 の 変 更 (以 外 の も の に 限 り ま す。 。) の 場 合	メニュー2-2 の契約者回線型 サービスのもの (70Mb/s から 135Mb/sの品目 のものに限ります。)及びメニュー 2-3における 100Mb/sの品 目のもの		プラン1 に係 るも の	1 契約者回線ご とに		19,000円 (税込価格 19,950円)	
			プラン2 に係 るも の	1 契約者回線ご とに		39,000円 (税込価格 40,950円)	
	メニュー 2-2の 契約者回 線群型サ ービスの もの	下記 以外 のも の	プラン1 に係 るも の	1 契約者回線群 ごとに		6,000円 (税込価格 6,300円)	
			プラン2 に係 るも の	1 契約者回線群 ごとに		26,000円 (税込価格 27,300円)	
				契約者回線 に係るもの	1 契約者回線ご とに		5,000円 (税込価格 5,250円)
				論理チャネル に係るもの	1 論理チャネル ごとに		1,000円 (税込価格 1,050円)
	メニ ュー 2- 3に おけ る1 Gb/s の品 目の もの	基本 額	クラ ス1 に係 るも の	プラン1 に係 るも の	1 契約者回線ご とに		12,000円 (税込価格 12,600円)
				プラン2 に係 るも の	1 契約者回線ご とに		32,000円 (税込価格 33,600円)
クラ ス2 に係 るも の			プラン1 に係 るも の	1 契約者回線ご とに		19,000円 (税込価格 19,950円)	

				プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	39,000円 (税込価格 40,950円)	
			加算額	クラス1に係るもの	細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)	
				クラス2に係るもの	細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)	
		契約者回線群型サービスにおける追加契約者回線の設置、増設又は移転の場合	基本額		1契約者回線群ごとに	4,000円 (税込価格 4,200円)	
			加算額			1追加契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
		品目の変更(メニュー2-2の契約者回線型サービスに係るものであって、の区分内における品目間に係るものに限ります。)又はその他の契約内容の登録若しくは変更(当社が別に定めるものに限ります。)の場合	下記以外のもの		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
			メニュー2-3における1Gb/sの品目のクラス2に係るもの又は当社が別に定めるもの			1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		その他の契約内容の登録若しくは変更(当社が別に定めるものに限ります。)の場合	プラン1に係るもの		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
			プラン2に係るもの			1の工事ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	メニュー2-3にお	伝送速度に関する細目	変更後の細目に係る伝	基本額	クラス1に係るもの	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを超える100Mb/sごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)

			ける 1 Gb/sの 品目に係 る細目 の変更の場 合	の変 更の 場合	送速 度が 変更 前の もの を超 える 場合		クラ ス2 に係 るも の	変更後の細目に 係る伝送速度が 変更前のものを 超える100Mb/s ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)			
							プラン2 に係る加 算額	1契約者回線ご とに	20,000円 (税込価格 21,000円)			
						上記 以外 の場 合	基本額	変更後の細目に 係る伝送速度が 変更前のものを 下回る100Mb/s ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)			
				プラン2 に係る加 算額	1契約者回線ご とに		20,000円 (税込価格 21,000円)					
				保守 の態 様よ る細 目の 変更 の場 合	クラ ス1 とクラ ス2と の間 の変 更の 場合	基本額	1契約者回線ご とに	11,000円 (税込価格 11,550円)				
						加算額	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/sご とに	7,000円 (税込価格 7,350円)				
			上記 以外 の場 合		基本額	1契約者回線ご とに	3,000円 (税込価格 3,150円)					
				加算額	細目に係る伝送 速度が100.0M bit/sを超える 100.0Mbit/sご とに	2,000円 (税込価格 2,100円)						
			プランの変更の場合								1契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
			プラン2 に係るそ の他の 契約内 容の変 更(当 社が別	メニュー2-1のもの及びメニュー2-3における10Mb/sの品目のもの					1契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ っては1契約者 回線群)ごとに			21,000円 (税込価格 22,050円)
メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの(0.5Mb/sから					1契約者回線 (契約者回線群 型サービスにあ			21,000円 (税込価格 22,050円)				

に定めるものに限ります。) の場合	34Mb/sの品目のものに限ります。)及び契約者回線群型サービスのもの		っては1契約者回線群)ごとに	
	メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの(35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)		1契約者回線ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)
	メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの(70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限ります。)及びメニュー2-3における100Mb/sの品目のもの		1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)
	メニュー2-3における1Gb/sの品目のもの	基本額	1契約者回線ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)
加算額		細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
から以外の場合	メニュー2-1のもの及びメニュー2-3における10Mb/sの品目のもの		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)及び契約者回線群型サービスのもの		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの(35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)		1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
	メニュー2-2の契約者回線型サービスのもの(70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限ります。)及びメ		1の工事ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)

			ニュー 2 - 3 における 100Mb/s の品目のもの		
			メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s の品目のもの	基本額	1 契約者回線ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
				加算額	細目に係る伝送速度が 100.0Mbit/s を超える 100.0Mbit/s ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ 回線終端装置工事費					別に算定する実費
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線		1 配線ごとに	3,800円 (税込価格 3,990円)
		ケーブル配線		1 配線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線		1 配線ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)
		ケーブル配線		1 配線ごとに	3,900円 (税込価格 4,095円)
オ 機 器工 事費	回線接続装置				別に算定する実費

(2) 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
ア 利 用の 一時 中断 又は 利用 休止 の工 事	(ア) 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	以外の工事	下記以外のもの	1 契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s の品目のクラス 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
		契約者回線 (その終端の場所を IP 通信網		引込線 1 回線ごとに

		サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの及びメニュー2 - 3における1 Gb/sの品目に係るものを除きます。）に関する工事		1,050円)
イ 再利用の工事	(ア) (イ)以外の工事			(1)の工事費の額と同額
	(イ) 契約者回線（その終端の場所をIP通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの又はメニュー2 - 3における1 Gb/sの品目に係るものに限ります。）及び付加機能（セッション解除機能を除きます。）に関する工事	基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		交換機等工事費	下記以外のもの	1契約者回線ごとに
		メニュー2 - 3における1 Gb/sの品目のクラス2に係るもの	1契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

2 - 3 メニュー3に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、サーバ装置に蓄積される符号の登録若しくは変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	料 金 額
ア 基本工事費			1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事	メニュー3 - 1のもの	1契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
		メニュー3 - 2のもの	1契約者回線ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	(イ) 契約者回線の移転に関する工事	メニュー3 - 1のもの	1契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
		メニュー3 - 2のもの	1契約者回線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
	(ウ) 品目又は細目の変更に関する工事	メニュー3 - 1のもの	1契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
		メニュー3 - 2のもの	1契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
	(エ) (ア)から(ウ)以外の場合	メニュー3 - 1のもの	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		メニュー3 - 2のもの	1の工事ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	1契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
イ 再利用の工事			アの工事費の額と同額

2 - 4 メニュー 4 に関するもの

- (1) 契約者回線等の設置若しくは移転、品目の変更、契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更若しくは移動無線装置の登録情報の変更、閉域グループ内通信機能の利用開始若しくは代表者の変更、契約者回線等相互間通信機能の利用開始、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、IP v 6 通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始、セキュリティファイル供給先追加機能の利用の開始若しくは区分の変更、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合		1 の工事ごとに 基本額 4,500円 (税込価格 4,725円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,675円) 回線調整に関する 加算額 6,900円 (税込価格 7,245円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合		1 の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) から(オ) 以外の工 事	以外の場合	1 契約者回線等ご とに 1,200円 (税込価格 1,260円)	
		利用回線型 サービスに係 るもの(利用 回線の設置又 は移転に関す る工事を同時 に施工する場 合を除きま す。)	1 契約者回線等ご とに 2,050円 (税込価格 2,152.5 円)	
	(イ) 無線 アクセス 機能に関 する工事	以外 のとき	区分が タイプ 1のもの	1 契約者回線等ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			区分が タイプ 2のもの	1 契約者回線等ご とに 2,000円 (税込価格 2,100円)
		区 分 の 変 更 工 事 の とき	タイプ 2への 変更の 場合	1 契約者回線等ご とに 2,000円 (税込価格 2,100円)
タイプ 1への 変更の	1 契約者回線等ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)			

		場合		
	(ウ) 閉域グループ内通信機能に関する工事	以外の工事	1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グループ内通信機能の区分がイのものに関する工事	1閉域グループごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) 契約者回線等相互間通信機能に関する工事		1契約者回線等識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(オ) 同時通信可能着信先数追加機能、IPv6通信機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能に関する工事		1契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ 契約者回線等変更工事費			1の工事ごとに	4,600円(税込価格 4,830円)
エ 回線調整工事費	(ア) 回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに		9,600円 (税込価格 10,080円)
	(イ) ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに		10,800円 (税込価格 11,340円)
	(ウ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに		2,800円 (税込価格 2,940円)
オ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに		3,800円 (税込価格 3,990円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	1配線ごとに		1,200円 (税込価格 1,260円)
カ 機器工事費	回線接続装置	1装置ごとに		別に算定する実費
備考				
<p>1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。</p>				

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費		1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	以外の場合	1契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線等相互間通信機能の場合	1契約者回線等識別符号ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と同額

2 - 5 メニュー5に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更若しくは移動無線装置の登録情報の変更、閉域グループ内通信機能の利用開始若しくは代表者の変更、契約者回線等相互間通信機能の利用開始、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、IPv6通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、セキュリティファイル供給先追加機能の利用の開始若しくは区分の変更、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに 基本額 4,500円 (税込価格 4,725円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,675円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合		1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(オ)以外の工事		1契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 無線アクセス機能に関する工事	以外 のとき	区分がタイプ1のもの 1契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
			区分がタイプ2のもの 1契約者回線ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
		区分の変更工事	タイプ2への変更の場合 1契約者回線ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)

		のとき	タイプ 1への 変更の 場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) 閉域 グループ 内通信機 能に関する 工事		以外の工 事	1の閉域グルー プ内通信機能利用 者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			閉域グルー プ内通信機能 の区分がイの ものに関する 工事	1閉域グループご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) 契約者回線等相互間通 信機能に関する工事			1契約者回線等識 別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(オ) 同時通信可能着信先数 追加機能、I P v 6 通信機 能、通信相手先識別符号追 加機能又はセキュリテイフ ァイル供給先追加機能に関 する工事			1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
ウ	回線終端装置工事費				別に算定する実費
エ	機器 工事費	回線接続装置			別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交換 機等工事 費	以外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線 等相互間通信 機能の場合	1契約者回線等識 別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ	再利用の工事		(1)の工事費の額と 同額	

2 - 6 メニュー 6 に関するもの

メニュー 6 の提供の開始、細目の変更、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事、契約者回線等相互間通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア イ、ウ及びエ以外のとき	細目がタイプ 1 のもの	1 契約者識別符号ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		細目がタイプ 2 のもの	1 契約者識別符号ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
	イ 細目の変更工事	タイプ 2 への変更の場合	1 契約者識別符号ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
		タイプ 1 への変更の場合	1 契約者識別符号ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	ウ 利用の一時中断の工事	1 契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	エ 再利用の工事		アの工事費と同額
	オ 契約者回線等相互間通信機能に関する工事	1 契約者回線等識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)

2 - 7 メニュー7に関するもの

(1) 契約者回線の設置、移転若しくは品目の変更、同報通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) 契約者回線の設置に関する工事	1契約者回線ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)
	(イ) 契約者回線の移転又は品目の変更に関する工事	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
	(ウ) 同報通信機能の利用開始(契約者回線の設置に関する工事と同時に施工する場合を除きます。)又はその他契約内容の変更に関する工事	1契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の 差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>
(2) 移転前の区域 外線路の一部を 使用する場合の 線路設置費の適 用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>
(3) 契約者回線が 異経路となる場 合の線路設置費 の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額

2 - 1 2 - 2 以外の場合

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 2 に係るもの (メニュー 2 - 1 のものに限ります。)	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額

2 - 2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 2 に係るもの	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 2 のものにあつては同一内容の第 1 種 A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される設備費の額と同額
メニュー 2 - 3 (その契約者回線の終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)のもの	その契約者回線をメニュー 5 に係る契約者回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額
メニュー 4 に係るもの	別に算定する実費
メニュー 5 に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 セキュリティファイル供給サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容
セキュリティファイル供給サービスに関する料金の適用除外	メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金及び登録手数料(リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限ります。)は適用しません。

2 料金額

(1) 利用料金

区 分	単 位	料金額(月額)
ア 契約者回線等に接続される自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において同じとします。)の数が1のとき	1 契約者回線等ごとに	300円 (税込価格 315円)
イ 契約者回線等に接続される自営端末設備の数が2以上5以下となるとき	1 契約者回線等ごとに	500円 (税込価格 525円)
ウ 契約者回線等に接続される自営端末設備の数が6以上10以下となるとき	1 契約者回線等ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

(2) 登録手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 315円)

料金表別表 1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約（メニュー 1 又はメニュー 4（料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引及び料金表別表 4 に規定する多回線長期継続利用型割引の適用を受けているものを除きます。）に係るものに限り、）に係る利用料金（第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、下表に定めるところに従って、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区 分	適 用
メニュー 1 又はメニュー 4 に係るもの	<p>ア 割引判定契約者回線（利用回線型サービスにあつてはこの割引の適用を受ける IP 通信網契約に係る利用回線、契約者回線型サービスにあつては電話サービス契約約款に規定する加入電話契約若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第 1 種契約若しくは第 2 種契約に係る契約者回線（この割引の適用を受ける契約者回線と契約者が同一のものであつて、当社が、その IP 通信網契約に係る料金と同一の請求書により料金の請求を行うもののうち、当社が指定する 1 の契約者回線に限り、）をいいます。以下同じとします。）について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線（電話サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内市外通話において当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の通信区分のうち市内通信及び県内市外通信について当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通信区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線をいいます。）である場合（その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でなくなった場合を除きます。）は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、料金表第 1 表第 1 2（料金額）に規定する利用料金（メニュー 1 に係るものについては 2 - 1 に規定する利用料金の額、メニュー 4 に係るものについては 2 - 4 - 1 に規定する利用料金の額であつて、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。）に 0.1 を乗じて得た額を割引きます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する割引判定契約者回線について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、この割引の適用を廃止します。</p> <p>（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>

料金表別表2 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のプラン1のものに係る契約者回線について、現に25以上の契約者回線に係るIP通信網契約を締結している者に限ります。以下この表において同じとします。）から、次表に規定する契約期間にこの割引を継続して利用し、契約期間内において、そのIP通信網契約者に係る割引選択回線群（割引選択回線（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のプラン1のものに係る契約者回線であって、そのIP通信網契約者からの申出によりこの割引の対象となるものをいいます。以下この表において同じとします。）により構成される回線群であって、1の割引選択回線に係るIP通信網契約者が他の割引選択回線に係るIP通信網契約者と同一の者となるものをいいます。以下この表において同じとします。）の利用料（基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）の累計額（この割引を適用した後の利用料の累計額とします。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する契約額以上の額を利用する申出があり、当社がその申出を承諾した場合は、その契約期間における割引選択回線の利用料について、次表に規定する率の割引を行います。

契約期間	契約額	割引率
その割引選択回線群についてこの割引の適用を開始した日から起算して3年間	1億円 (税込価格 1.05億円)	17%

備考 当社は、IP通信網契約者から、その割引選択回線群に新たな割引選択回線を追加する申出があったときは、その申出を承諾した日（IP通信網契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）以降のその割引選択回線の利用料について、割引選択回線群を構成している割引選択回線を割引選択回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその割引選択回線の利用料について、この割引を適用するとともに、その割引選択回線群の利用料の累計額に含めるものとします。

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、前項の申出（割引選択回線群への新たな割引選択回線の追加に係るものを含みます。）を承諾しない場合があります。
- (1) IP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は4の規定により支払いを要することとなる料金について、支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その他この割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この割引を廃止します。
- (1) IP通信網契約の解除があった場合。
 - (2) 品目等の変更があった場合。
 - (3) IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合。
 - (4) そのIP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は4の規定により支払いを要することとなる料金について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 4 IP通信網契約者は、1に規定する契約期間内に、全ての割引選択回線についてこの割引の廃止があった場合（その廃止の日において、1に規定する契約

額から、その契約期間における割引選択回線群の利用料の累計額を控除し、残額があった場合に限ります。)又はその契約期間満了の日において、1に規定する契約額から、その契約期間におけるその割引選択回線群の利用料の累計額を控除し、残額があった場合は、以下の方法により算出した割引相当額の累計額及び手数料相当額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その割引相当額の累計額が上記の残額を上回る場合は、その割引相当額の累計額及び手数料相当額に代えて、その残額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\text{割引相当額の累計額} = \left[\begin{array}{l} \text{契約期間内における全ての} \\ \text{割引選択回線に係るこの割} \\ \text{引適用前の利用料の累計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{契約期間内における全ての} \\ \text{割引選択回線に係るこの割} \\ \text{引適用後の利用料の累計額} \end{array} \right]$$

$$\text{手数料相当額} = \left[\begin{array}{l} \text{1に規定する契約額からその契約期間における} \\ \text{全ての割引選択回線に係るこの割引適用前の利} \\ \text{用料の累計額を控除した額} \end{array} \right] \times 0.02$$

- 5 この割引の適用を受けているIP通信網契約者は、その契約期間満了後もこの割引の適用を継続して受けようとするときは、その契約期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

(注) 5の規定による申出があった場合、継続後の契約期間は、継続前の契約期間の満了日の翌日から起算して3年間とします。

料金表別表3 学校に限定した利用料金の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4（品目が1.5Mb/s、8 Mb/s又は12Mb/sのものに限ります。）又はメニュー5（メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのもののうちプラン2又はプラン3のものに限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するものうち料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引の適用を受けていないものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、平成18年3月31日までの間は、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2 - 4（メニュー4に関する利用料金）又は2 5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

(1) メニュー4に関する利用料金

ア 利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円 (税込価格 2,131.5円)
	8 Mb/sのもの	2,080円 (税込価格 2,184円)
	12Mb/sのもの	2,130円 (税込価格 2,236.5円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円 (税込価格 2,992.5円)
	8 Mb/sのもの	2,950円 (税込価格 3,097.5円)
	12Mb/sのもの	3,050円 (税込価格 3,202.5円)

イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

区 分	料 金 額
配線	30円(税込価格 31.5円)

(イ) 機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 種 別	料 金 額
-----	---------	-------

回線接続装置	利用回線型サービス	変復調装置（DSLモデム）	220円 (税込価格 231円)
		帯域分離多重装置（スプリッタ）	20円 (税込価格 21円)
	契約者回線型サービス	変復調装置（DSLモデム）	220円 (税込価格 231円)

(2) メニュー 5 に関する利用料金

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの（ベーシックタイプ （スクールプラン））	7,700円 (税込価格 8,085円)
	プラン 3 に係るもの	3,900円 (税込価格 4,095円)

備考

- 1 学校限定割引を受けている契約者回線については、第 1 表第 1 類第 1（臨時 IP 通信網契約以外の契約に関するもの）2 - 5 - 2 (2) 及び (3) に規定する加算額は適用しません。
- 2 学校限定割引を受けている契約者回線（プラン 2 に係るものに限りま
す。）については、第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)（基本料）の表中備
考欄に規定する自営端末設備の数は、合わせて最大 50 台までとしていた
だきます。
ただし、その契約者回線による通信が他の契約者回線による通信に著
しい支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合につい
ては、自営端末設備の数を合わせて最大 10 台までとしていただく等の必
要な措置を講じていただくこと又は当社が必要な措置を講じることがあ
ります。

2 当社は、この学校限定割引を受けている IP 通信網契約について、次のい
ずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

- (1) IP 通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき (3) に該当する場
合を除きます。
- (2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内
でなくなったとき。
- (3) IP 通信網サービス利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、
この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

料金表別表 4 多回線長期継続利用型割引の適用

1 「多回線長期継続利用型割引」とは、IP通信網契約者から、割引選択回線群（割引選択回線（メニュー4（契約者回線型サービスに係るものに限ります。以下この表において同じとします。）又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のプラン2のものに限ります。以下この表において同じとします。））に係る契約者回線（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。））であって、そのIP通信網契約者からの申出によりこの割引の対象となるものをいいます。以下この表において同じとします。）により構成される回線群であって、1の割引選択回線に係るIP通信網契約者が他の割引選択回線に係るIP通信網契約者と同一の者となるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引選択回線の数が次表に規定する条件を満たしている場合であって、その割引選択回線群について次表に規定する期間にこの割引を継続して利用する申出があった場合において、当社がその申出を承諾したときに、その期間における割引選択回線の利用料（基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する率の割引を行うことをいいます。

割引選択回線の数	割引を継続して利用する期間	割引率
割引選択回線の数が4,000以上であって、メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000以上	その割引選択回線群についてこの割引の適用を開始した日から起算して2年間	10%

備考

- 1 この割引の開始は、多回線長期継続利用型割引の利用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
 - 2 当社は、IP通信網契約者から、その割引選択回線群に新たな割引選択回線を追加する申出があったときは、その申出を承諾した日（IP通信網契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）からのその割引選択回線の利用料について、割引選択回線群を構成している割引選択回線を割引選択回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその割引選択回線の利用料について、この割引を適用します。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、前項の申出（割引選択回線群への新たな割引選択回線の追加に係るものを含みます。）を承諾しない場合があります。
- (1) IP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は5若しくは6の規定により支払いを要することとなる料金について、支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その他この割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その割引選択回線について、この割引を廃止します。
- (1) IP通信網契約の解除があった場合。
 - (2) IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合。
 - (3) この割引適用後の利用料金について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 4 当社は、IP通信網契約者が、5の規定により支払いを要することとなる料金について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群について、この割引を廃止します。

5 IP通信網契約者は、割引選択回線数判定日（割引選択回線群に係る料金月の初日をいいます。以下この表において同じとします。）において、その割引選択回線群に係る割引選択回線の数が1の表に規定する条件を満たさなかった場合は、その料金月の利用料について、全ての割引選択回線に係るこの割引適用後の利用料のほか、以下の方法により算出した額を支払っていただきます。

(1) 割引選択回線数判定日において、割引選択回線の数が4,000以上であって、メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000未満である場合

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{メニュー5の月額利用料(この割引を適用した後の額とします。以下この表において同じとします。)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{2,000からその割引選択回線数判定日におけるメニュー5の割引選択回線の数を控除した数} \end{array} \right]$$

(2) 割引選択回線数判定日において、割引選択回線の数が4,000未満である場合
ア メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000以上である場合

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{その割引選択回線数判定日以前の割引選択回線数判定日のうち、その割引選択回線群に係る割引選択回線の数が1の表に規定する条件を満たしていた最後の割引選択回線数判定日におけるメニュー4の全ての割引選択回線に係る月額利用料(この割引を適用した後の額とします。)の平均額(その最後の割引選択回線数判定日におけるメニュー4の割引選択回線の数が0である場合は、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係る月額利用料とします。以下5及び6において「メニュー4の月額利用料の平均額」といいます。)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{4,000からその割引選択回線数判定日における割引選択回線の数を控除した数} \end{array} \right]$$

イ ア以外の場合

(ア) 4,000から割引選択回線の数を控除した数が、2,000からメニュー5に係る割引選択回線の数を控除した数を超える場合

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{(1)の算定式により算出した額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{メニュー4の月額利用料の平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{2,000からその割引選択回線数判定日におけるメニュー4の割引選択回線の数を控除した数} \end{array} \right]$$

(イ) (ア)以外の場合

支払いを要する額は(1)の算定式により算出した額とします。

6 IP通信網契約者は、多回線長期継続割引の利用の期間内に、メニュー5に係る全ての割引選択回線についてこの割引の廃止があった場合は、以下の方法により算出した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{メニュー4の月額利用料の平均額} + \text{メニュー5の月額利用料} \end{array} \right] \times 2,000 \times \left[\begin{array}{l} \text{廃止があった日を含む料金月の翌料金月から多回線長期継続割引の利用の期間中の最終料金月までの料金月の数} \end{array} \right] \times 0.35$$

7 この割引の適用を受けているIP通信網契約者は、多回線長期継続割引の利用の期間満了後もこの割引の適用を継続して受けようとするときは、その多回線長期継続割引の利用の期間の満了日の20日前までに、当社に申し出ていただきます。

(注) 7の規定による申出があった場合、継続後の多回線長期継続割引の利用の期間は、継続前の多回線長期継続割引の利用の期間の満了日の翌日から起算して2年間とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成12年7月7日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみなします。

附 則(平成12年9月26日西企営第73号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年12月12日西企営第118号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日西企営第115号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約	メニュー1に係るIP通信網契約
------------	-----------------

2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年西企営第42号。以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約	メニュー2に係るIP通信網契約
第3種IP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約

3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(基本契約期間に関する経過措置)

第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、この条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則(平成12年12月18日西企管第124号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年1月19日西企管第137号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則(平成13年1月30日西企管第136号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年2月22日西企管第150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー2に係る IP通信網契約	メニュー2におけるATM方式以外のもの に係る IP通信網契約
---------------------	---------------------------------------

附 則（平成13年3月23日西企管第156号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月25日西企管第30号）

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則（平成13年6月28日西企管第34号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。
ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
- 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則（平成13年8月9日西企管第55号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月3日西企管第67号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
ただし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2-5-1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。
この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのもののみならず適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約
-------------------------------------	---

- 3 平成13年 9 月10日までにメニュー 5 に係る契約の申込みを行った者については、この改正規定中料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) の 2 - 5 - 1 の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第70号)

この改正規定は、平成13年 9 月17日から実施します。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第21号)

この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

附 則 (平成13年11月 7 日西企管第95号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日、メニュー 4 に係る部分については、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M 方式以外のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 における A T M 方式のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P 通信網契約
メニュー 3 に係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約
メニュー 4 に係る I P 通信網契約	メニュー 4 における品目が1.5Mb/sのものに係る I P 通信網契約

附 則 (平成13年10月25日西企管第87号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結し

たものとみなします。

メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 のものに係る I P 通信網契約
--------------------------	--

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定によりメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、その I P 通信網契約者の属する契約者グループに係る代表者を指定していただきます。

附 則（平成13年12月18日西企営第109号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。ただし、メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s の品目に係る部分については平成14年1月7日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成14年2月20日西企営第126号）

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則（平成14年3月25日西企営第145号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のプラン 1 のものに係る契約者グループにおいて代表者であった者は、この改正規定実施の日において代表者でなくなるものとします。

附 則（平成14年4月9日西企営第5号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年4月16日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月24日西企営第10号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 の配線設備多重装置	メニュー 5 の配線設備多重装置のうち型のもの
------------------	-------------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年5月14日西企営第13号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年6月13日西企管第22号）

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則（平成14年6月20日西企管第24号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、2以上の契約者回線（メニュー3の同一の品目及び細目に係るものであって、その終端の場所が同一であるものに限り、以下この項において「当該契約者回線」といいます。）に係るIP通信網契約を締結しているIP通信網契約者が、それぞれの当該契約者回線について、品目の変更及びIP通信網契約の解除の請求を同時に行い、当社がその請求を承諾した場合であって、その変更後の契約者回線の品目に係る符号の容量がその変更前の当該契約者回線の品目に係る符号の容量の合計以上となる場合の利用料金については、第1表第1類第1の1（適用）の③の規定は適用しません。

附 則（平成14年6月21日西企管第27号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年7月22日西企管第37号）

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則（平成14年8月22日西企管第46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年9月9日西企管第53号）

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則（平成14年9月24日西企管第60号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成14年10月24日西企管第77号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間にメニュー4（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込み又はメニュー4（品目が12Mb/sのものを除きます。）に係るIP通信網契約者からメニュー4の品目が12Mb/sのものへの品目の変更の請求があり、当社が

それぞれその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成15年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年4月30日までの間のそのIP通信網サービスの利用料について、料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料 1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
	12Mb/sのもの	2,000円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円
	12Mb/sのもの	3,650円

附 則（平成14年12月25日西企営第96号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成14年12月17日西企営第91号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。
- （その他）
- 西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3（経過措置）中「平成14年11月1日から平成14年12月31日までの間に」を「平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間に」に、同項中「平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年3月31日までの間の」を「平成15年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年4月30日までの間の」に改めます。

附 則（平成15年1月17日西企営第104号）

この改正規定は、平成15年1月24日から実施します。

附 則（平成15年1月31日西企営第111号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。
- （経過措置）
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

機器利用料 1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
回線 ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ブロードバンドルータ）	380円 （税込価格 399円）

接続装置	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応電話機アダプタ)	380円 (税込価格 399円)
	備考 ルータ機能付 I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとしします。	

(その他)

- 4 西企営第124号(平成12年12月18日)の附則第2条(学校に限定した利用料の割引に関する経過措置)を「2 削除」に改めます。

附 則(平成15年2月4日西企営第116号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月20日西企営第120号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月21日西企営第119号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るものに限り、)に係る I P 通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年10月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料については適用しません。

- 3 前項の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 4 平成15年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限り、)に限り、)に係る I P 通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この項において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき事由により平成15年11月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー 5 - 1 に 係るもの	100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの	6,000円
		プラン 3 に係るもの	1,300円
メニュー 5 - 2 に 係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	500円
		プラン 2 に係るもの	0 円

5 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月25日西企営第117号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。ただし、閉域グループ内通信機能に係る部分については平成15年3月6日から、メニュー3に係る部分については平成15年3月7日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取扱います。

メニュー2に係るIP通信網サービス	メニュー2のプラン1のものに係るIP通信網サービス
メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3のプラン1のものに係るIP通信網サービス

3 この改正規定実施の日から平成15年12月31日までの間に、当社が別に定める区域においてメニュー3のプラン1のものに係るIP通信網契約の解除があった場合であって、その解除の日において、そのIP通信網契約者がメニュー3のプラン2のものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目に係る符号の容量が、その解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量を超えるもの又はその解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量と同一であるものに限り。）を提供されている場合（その解除に係るIP通信網契約がメニュー3のタイプ2のものであって、提供されているそのIP通信網サービスがメニュー3のタイプ1のものである場合を除きます。）の利用料金については、料金表第1表第1類第1の1（適用）の③の規定は適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 削除

附 則（平成15年3月11日西企営第128号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。ただし、簡易ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。

（経過措置）

2 西企営第111号（平成15年1月31日）の附則第3項（経過措置）中「料金その他の提

供条件については、なお従前のとおりとします。」を「料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改め、同附則第3項に次の表を加えます。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回 線 接 続 装 置	ルータ機能付 I P 電話対応装置(I P 電話対応ブロードバンドルータ)	380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置(I P 電話対応電話機アダプタ)	380円 (税込価格 399円)
	備考 ルータ機能付 I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとしします。	

附 則 (平成15年4月17日西企営第6号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3に係る I P 通信網サービス	メニュー3 - 1に係る I P 通信網サービス
----------------------	--------------------------

附 則 (平成15年4月21日西企営第11号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。

(その他)

- 2 西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2(経過措置)中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に、同附則の4(経過措置)中「平成15年4月30日までの間に」を「平成15年5月31日までの間に」に、同附則の5(経過措置)中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に改めます。

附 則 (平成15年4月24日西企営第14号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成15年5月23日西企営第22号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るもの)に限ります。以下この条及び第3条において同じとします。)に係る I P 通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、

平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。

第3条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から12Mb/sの品目のもの(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月(暦月とします。)の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。

第4条 第2条及び第3条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第5条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るもの)に限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約(料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又はこの附則の第6条の規定に該当する場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン2に係るもの 6,000円 (税込価格 6,300円)
		プラン3に係るもの 1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン1に係るもの 0円
		プラン2に係るもの 0円

第6条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。)に係る3以上のIP通信網契約(それらのIP通信網契約に係るIP通信網契約者となる者が全て異なる場合であって、それらのIP通信網契約に係る契約者回線の設置場所が全て異なる場合に限ります。以下この条において「IP通信網契約グループ」といいます。)の申込みを代表者(そのIP通信網契約グループに係る全てのIP通信網契約者となる者の同意に基づき、そのIP通信網契約グループに係る全てのIP通信網契約の申込みを代表して行う者とします。)が行い、当社がそのIP通信網契約グループに係る全ての申込みを承諾した場合は、この附則の第5条の規定にかかわらず、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網

契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、当社が平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて設置した契約者回線の数(そのIP通信網契約グループにおけるIP通信網契約者の責めによらない理由により当社が平成15年12月28日までに設置することができなかった契約者回線の数を含みます。)が3以上とならなかった場合又はそのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン3に係るもの	500円 (税込価格 525円)

第7条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第8条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第9条 第7条又は第8条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第10条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年6月4日西企営第27号)

この改正規定は、平成15年6月5日から実施します。

附 則(平成15年6月5日西企営第28号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成15年6月12日から実施します。
ただし、別記1に係る部分については、平成15年6月23日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3-1のプラン2のものに係るIP通信網サービス	メニュー3-1のものに係るIP通信網サービス
-----------------------------	------------------------

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー3-1のプラン1のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 西企営第117号(平成15年2月25日)の附則の5(経過措置)を削除します。

附 則(平成15年7月3日西企営第35号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス

(その他)

- 3 西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条(経過措置)中「そのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、」を「そのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、」に改めます。

附 則(平成15年7月15日西企営第41号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目のもの(利用回線型サービスに係るものに限ります。この項及び次項において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。
- 3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s、8Mb/sの品目又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月(暦月とします。)の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。)については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年7月24日西企営第46号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。

(その他)

- 2 西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第3条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同条中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に、同附則第5条(経過措置)中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15

年12月29日以降の日」に、同附則第6条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までにそのIP通信網契約グループにおいて」を「平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて」に、同条中「平成15年10月31日までに設置することができなかった」を「平成15年12月28日までに設置することができなかった」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第7条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第8条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に改めます。

- 3 西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2（経過措置）中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則の3（経過措置）中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同項中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に改めます。

附 則（平成15年9月24日西企営第62号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの及び料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの 0 円

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第4条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の1.5Mb/s、8 Mb/s又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者（その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成14年12月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用している者に限ります。）から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第

1 類第 1 の 2 - 4 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
 利用料（基本料） 1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	24Mb/sのもの	0 円

第 5 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、24Mb/sの品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 6 条 この附則の第 2 条から第 5 条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表 1 の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第 7 条 平成15年10月 1 日から平成15年12月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 に係るもの又はメニュー 5 - 2 に係るものであって、料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの）に限り、以下この条において同じとします。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して 2 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年 4 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料（基本料） 1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

第 8 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのものであってプラン 1 又はプラン 2 のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第 9 条 平成15年10月 1 日から平成15年12月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成16年 3 月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第10条 平成15年10月 1 日から平成15年12月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成16年 3 月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第11条 前 2 条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第12条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年9月25日西企営第65号） 削除

附 則（平成15年10月24日西企営第77号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー5-2に係るIP通信網サービス	メニュー5-2のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
---------------------	-----------------------------

附 則（平成15年10月22日西企営第76号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成15年11月4日から平成15年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。

附 則（平成15年11月4日西企営第79号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月26日から実施します。

（経過措置）

- 2 西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条（経過措置）の表中「メニュー5-2に係るもの」の欄の右欄「100Mb/sのもの」を「100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成15年11月21日西企営第87号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 西企営第65号（平成15年9月25日）の附則の2（経過措置）のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に、同附則の3（経過措置）のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に改めます。

附 則（平成15年12月16日西企管91号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。ただし、メニュー4の40Mb/sの品目に係る部分については平成16年1月7日から、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)（基本料）の表中24Mb/sの品目に係る部分については平成16年2月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s又は40Mb/sのもの	0 円

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5 Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第4条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に、メニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の24Mb/s又は40Mb/sの品目への品目の変更の請求（その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成15年3月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用しているIP通信網契約者に係るものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	24Mb/s又は40Mb/sのもの	0 円

第5条 第2条の場合において、平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	40Mb/sのもの	0 円

第 6 条 第 4 条又は第 5 条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更（メニュー 4 の 24Mb/s の品目から 40Mb/s の品目への変更を除きます。）があった場合は、第 4 条又は第 5 条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 7 条 この附則の第 2 条から第 6 条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第 8 条 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のものにおけるプラン 3 に係るもの又はメニュー 5 - 2 に係るものであって、料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの）に限ります。以下この条において同じとします。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して 2 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1) に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 16 年 10 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 3 に係るもの	500 円 (税込価格 525 円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/s のもの及び 46Mb/s のもの		0 円

第 9 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のものであってプラン 1 又はプラン 2 のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第 10 条から第 14 条まで 削除

第 15 条 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間にメニュー 6 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 16 年 9 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 6 に規定する額とします。）については適用しません。

第 16 条 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 16 年 9 月 30 日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第 17 条 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 16 年 9 月 30 日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料につい

ては適用しません。

第18条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第19条 当社は、この附則の第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、又は西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条、第5条、第8条、第10条及び第11条の規定を適用しません。

第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年12月26日西企営第100号)

この改正規定は、平成16年1月15日から実施します。

附 則(平成16年1月23日西企営第108号)

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則(平成16年2月9日西企営第116号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のもの(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年5月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 (税込価格 1,890円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間(変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに

限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ)	基本装置 0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第4条 この附則の第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、第2条及び前条に規定する利用料金を適用する期間は、提供開始日からその品目変更があった日の前日までの間とします。

第5条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第6条 当社は、この附則の第2条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条若しくは第3条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条若しくは第4条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条の規定の適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みを平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条及び第3条の規定を適用しません。

第7条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年2月12日西企営第117号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年2月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2-3の1Gb/sの品目に係るIP通信網サービス	メニュー2-3の1Gb/sの品目であって保守の態様による細目がクラス1のものに係るIP通信網サービス
------------------------------	--

附 則(平成16年3月11日西企営第124号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年3月31日までにメニュー4若しくはメニュー5に係るIP通信網サービス(料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄の適用を受けるもの又は料金表別表2から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあった場合(その契約申込者の責めに帰すべき理由により平成16年10月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を除きます。)平成16年3月31日までに提供を開始したメニュー1若しくは西企営第111号(平成15年1月31日)の附則第3項に規定するメニュー5-1の品目が10Mb/sのもの(以下この附則において「メニュー5-1の10Mb/s品目」といいます。)に係るIP通信網サービスについて、平成16年4月1日以降にIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4若しくはメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合又はメニュー5-1の10Mb/s品目に係るIP通信網サービスについて、平成16年4月1日以降に品目変更があった場合は、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の規定にかかわらず、次表の左欄に規定する期間におけるメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1の2(料金額)2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

期 間	利用料(基本料)の減額(月額)
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
平成17年4月1日以降	利用料の額に0.1を乗じて得た額

- (注)当社は、上表の右欄の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- 3 前項の適用を受けているIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、新たに提供するIP通信網サービスに係る利用料金について、前項を適用します。
- 4 料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のAの表の左欄又はこの附則の第2項の表の左欄に規定する期間において、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則第4項、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条の適用を受けている場合は、同表の右欄に規定する減額は適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 6 西企営第65号(平成15年9月25日)の附則並びに西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第10条から第14条をそれぞれ次のように改めます。

附 則(平成15年9月25日西企営第65号) 削除

附 則(平成15年12月16日西企営第91号)

第10条から第14条まで 削除

- 7 西企営第77号(平成14年10月24日)の附則、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則及び西企営第62号(平成15年9月24日)の附則中「料金表第1表第1類第1の1(適用)の(10)」を「料金表別表3」に、同附則中「料金表第1表第1類第1の1(8)」を「料金表別表1」に、同附則中「料金表第1表第1類第1の1(10)」を「料金表別表3」に改めます。

附 則（平成16年3月25日西企営第141号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s 又は40Mb/sのもの	0 円

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

第4条 第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第5条 第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があ

った日の前日までの間とします。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に 係るもの	利用回線型サービスに 係るもの	40Mb/s 又は 47Mb /sのもの	0 円

第 6 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び 1 装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回 線 接 続 装 置	変復調装置（A D S L モデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

第 7 条 第 5 条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前 2 条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 8 条 前 6 条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第 9 条 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のものにおけるプラン 3 に係るもの又はメニュー 5 - 2 に係るものであって、料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して 1 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 17 年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 3 に係るもの	0 円
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/s のもの及び 46Mb/s のもの		0 円

第 10 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の

100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第11条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4の24Mb/s若しくは40Mb/sの品目のもの又はメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るもの)に限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端の場所に、契約申込があった日において年齢が満60歳以上である者又は契約申込があった日において学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合(当社がその事実を確認できた場合に限り)は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその開始した日を含む料金月の初日から起算して1年後の日までの期間におけるそのIP通信網契約に係る利用料(基本料の部分とします。)について、メニュー4に係るものについては料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額、メニュー5に係るものについては料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に0.05を乗じて得た額を割り引いて適用します。

ただし、第2条若しくは第5条に規定する利用料の適用を受けている期間内にメニュー4の1.5Mb/s、8Mb/s若しくは12Mb/sの品目のものへの品目の変更があった場合、前条の規定を適用する場合、料金表第1表第1類第1の1(9)欄の規定を適用する場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用する場合については、この限りではありません。

(注)当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第12条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又はIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更又は譲渡があった日の前日までの間とします。

ただし、その変更がメニュー4又はメニュー5-2における細目間に係るものである場合は、この限りではありません。

第13条 第11条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用する場合については、第10条の規定による利用料の適用を受けた後の額に優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用することとします。

第14条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。

第15条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第16条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第17条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、そ

の付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第18条 当社は、この附則の第 2 条、第 5 条若しくは第 9 条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の 3 の規定、西企営第119号（平成15年 2月21日）の附則の 2 若しくは 4 の規定、西企営第22号（平成15年 5月23日）の附則第 2 条、第 3 条、第 5 条若しくは第 6 条の規定、西企営第41号（平成15年 7月15日）の附則の 2 若しくは 3 の規定、西企営第62号（平成15年 9月24日）の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 7 条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第 2 条、第 4 条、第 5 条若しくは第 8 条の規定又は西企営第116号（平成16年 2月 9日）の附則第 2 条の適用を受けた者が、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契約の申込みを平成16年 4月 1日 から平成16年 7月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 2 条、第 5 条、第 9 条及び第11条の規定を適用しません。

第19条 西企営第116号（平成16年 2月 9日）の附則第 3 条を次のように改めます。

附 則（平成16年 2月 9日西企営第116号）

第 3 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間（変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置については平成16年 4月 1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。）における機器利用料（1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び 1 装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（A D S L モデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 3月31日西企営第134号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年 4月 1日 から実施します。

（その他）

2 西企営第111号（平成15年 1月31日）の附則第 3 項の表を次表に改めます。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続	ルータ機能付 I P 電話対応装置（I P 電話対応ブロードバンドルータ）	380円 (税込価格 399円)

続 装 置	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応電 話機アダプタ)	380円 (税込価格 399円)
	備考 ルータ機能付 I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付 I P 電話対応装 置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サ ービスの利用が可能なものとします。	

- 3 西企営第22号 (平成15年5月23日) の附則第5条の表及び同附則第6条の表をそれぞれ次表に改めます。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの	6,000円 (税込価格 6,300円)
		プラン 3 に係るもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	0 円
		プラン 2 に係るもの	0 円

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)

- 4 西企営第62号 (平成15年9月24日) の附則第7条の表を次表に改めます。

利用料 (基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

- 5 西企営第91号 (平成15年12月16日) の附則第8条の表を次表に改めます。

利用料 (基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

- 6 西企営第116号 (平成16年2月9日) の附則第2条の表を次表に改めます。

利用料 (基本料)

1 利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額

メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 (税込価格 1,890円)
------------------	--------------------	------------	-------------------------

附 則(平成16年4月2日西企営第1号)

この改正規定は、平成16年4月5日から実施します。

附 則(平成16年4月23日西企営第11号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー 5 の配線設備多重装置のうち 型のもの	メニュー 5 の配線設備多重装置
-----------------------------	------------------

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 の回線接続装置のうち配線設備多重装置の 型に係るものに関する機器利用料(基本料に係るものに限ります。)については次表に定める額とし、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

機器利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

区 分			料 金 額
回 線 接 続 装 置	配線設備多重装置(契約者回線の終端と 自営端末設備等との間に設置されるもの であって、DSL方式により1の配線設 備において電話サービス又は総合ディ ジタル通信サービスに係る通信とIP通信 網サービスに係る通信を同時に利用でき る機能を有する装置)	型(PN A方式によ るもの)	400円

附 則(平成16年7月13日西企営第35号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 西企営第141号(平成16年3月25日)の附則中「平成16年7月31日までの間に」を「平成16年8月31日までの間に」に、同附則中「平成16年10月31日までに」を「平成16年12月31日までに」に、同附則第5条中「第2条の場合において」を「第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた場合において」に、同附則第9条中「平成16年11月1日以降の日」を「平成17年1月1日以降の日」に改めます。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年7月30日西企営第36号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月5日から実施します。

(経過措置)

- 2 メニュー 4 であって品目が47Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)の規定にかかわらず、収容IP通信網サービ

ス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向に係る伝送速度にあつては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね44Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの、他の伝送方向に係る伝送速度にあつては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね3Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとしします。

3 西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第5条中「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」を「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」に、同条の表中「40Mb/sのもの」を「40Mb/s又は47Mb/sのもの」に改めます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしします。

附 則(平成16年8月24日西企営第40号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施しします。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね50Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち50Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね70Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち70Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね100Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち100Mb/sタイプのもの

(経過措置)

第3条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であつて、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)からその翌々月(暦月としします。以下この附則において同じとしします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限りしします。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用しします。

利用料(基本料)

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb	0 円

	/sのもの	
--	-------	--

第4条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	基本装置 0円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円

第5条 第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第6条 第3条の場合又は平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第3条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）

1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	47Mb/sのもの 0円

第7条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装

置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2②イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線 接続 装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ)	基本装置 0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第8条 第6条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第9条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第10条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年4月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン3に係るもの	0円
	46Mb/sのもの	0円
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0円

第11条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目又は細目の変更があった日の前日までの間とします。

第12条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サ

ービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。

第13条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第14条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年3月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第15条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第16条 当社は、この附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の規定又は西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3条、第6条及び第10条の規定を適用しません。

第17条 西企営第11号(平成16年4月23日)の附則の3(経過措置)中「料金」を「機器利用料(基本料に係るものに限ります。)」については次表に定める額とし、「」に改め、同項の末尾に次表を加えます。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

区 分			料 金 額
回線接続装置	配線設備多重装置(契約者回線の終端と 自営端末設備等との間に設置されるもの であって、DSL方式により1の配線設 備において電話サービス又は総合ディ ジタル通信サービスに係る通信とIP通信 網サービスに係る通信を同時に利用でき る機能を有する装置)	型(PN A方式によ るもの)	400円

第18条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年9月8日西企営第47号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年9月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供さ

れている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能の区分がアのもの	閉域グループ内通信機能の区分がアの(ア)のもの
閉域グループ内通信機能の区分がイのもの	閉域グループ内通信機能の区分がイの(ア)のもの

附 則（平成16年9月14日西企営第50号）

この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則（平成16年9月28日西企営第57号）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則（平成16年10月13日西企営第61号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー6の品目が11Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー6の品目が54Mb/sのものに係るIP通信網サービス
--------------------------------	--------------------------------

附 則（平成16年9月28日西企営第58号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第3条並びに西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第4条及び第7条中「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置」を「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置」に、「1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置」を「1利用回線につき1装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置」に改め、同条の表を次表に改めます。

機器利用料（基本料）

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	基本装置 0円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円

附 則（平成16年10月29日西企営第66号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月8日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条中「メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの」を「メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 1の46Mb/sのもの」に、同条の表を次表に、同附則第11条中「細目」を「品目又は細目」に改めます。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン3に係るもの	0円
	46Mb/sのもの	0円
メニュー5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0円

附 則（平成16年11月29日西企営第75号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2 - 2に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 2の契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス
-----------------------	----------------------------------

附 則（平成16年12月24日西企営第86号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。
ただし、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 4 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー4 に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 1,590円(税込価格 1,669.5円)
		8 Mb/sのもの 1,640円 (税込価格 1,722円)

	12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)
	24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)
	40Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)
	47Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第4条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第5条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン3若しくはプラン4に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、)以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限り、)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

1契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの プラン3又はプラン4に係るもの	0円
	46Mb/sのもの	0円
メニュー5-2に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0円

第6条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1又はプラン2のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第7条 平成17年3月1日から平成17年4月30日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者から請求があり、当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日まで(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4を利用している期間に限り、)の機器利用料(1契約者回線につき1装置の簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5-2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料

1装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)	0円

第8条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。

第9条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第10条 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第11条 平成16年12月24日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社がIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第12条 前3条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条 当社は、この附則の第2条若しくは第5条、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号(平成15年2月9日)の附則第2条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定又は西企営第40号(平成16年8月24日)の附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条及び第5条の規定を適用しません。

第14条 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条(経過措置)中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、同附則第6条中「又は西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定」を「、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条の規定」に、同条中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、西企営第124号(平成16年3月11日)の附則の4(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の1(9)欄の表の左欄」を「料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄」に、同項中「又は西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条」を「、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条」に改めます。

第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年1月31日西企営第104号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2-3の10Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3の契約者回線群型サービスの10Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2-3の100Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3の契約者回線群型サービスの100Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2-3の1Gb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3の契約者回線群型サービスの1Gb/sのものに係るIP通信網サービス

附 則(平成17年2月21日西企営第111号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。
ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成17年2月24日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその料金については、料金表第3表第3の2に規定する額に代えて、0円を適用します。
- 3 平成17年2月24日から平成17年4月30日までの間にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があり、平成17年7月31日までに当社が次表に規定する端末設備の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその機器利用料(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(基本装置に限ります。))の基本料に係る部分に限ります。

す。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)又は2-5-2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円
	無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	基本装置 0円

- 4 当社は、この附則の2又は3の適用を受けたIP通信網契約者が、セキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備を廃止した後に、そのIP通信網契約者から請求があり、当社がセキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備の提供を開始した場合は、同附則の2及び3の規定は適用しません。

附 則(平成17年3月24日西企管第121号)

この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

基本的な技術的事項

1 メニュー 2

(1) メニュー 2 - 1 及びメニュー 2 - 2 に係るもの

細目及び種類		内 容
メニュー 2 - 1		その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
メニュー 2 - 2	契約者回線型サービス	その契約者回線を同一内容の第 1 種 ATM 専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
	契約者回線群型サービス	その契約者回線を同一内容の ATM データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ

(2) メニュー 2 - 3 に係るもの

品 目	インタフェース種別		物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T		8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
100Mb/s	次のいずれか	100BASE-FX	F04 形 単心 光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874 -14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3u 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX		F04 形 単心 光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874 -14 準拠)	- 3 dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠

2 メニュー 3

メニュー 3 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ	6.2V (P - P 値)	・ 送出電圧は、

		(ISO標準IS 8877準拠)	以下	100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
100Mb/s	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-14dBm(平均値)以下	IEEE802.3u準拠

3 メニュー 4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置 (DSL モデム) を提供する場合

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧	その他
1.5Mb/s及び8 Mb/sのもの	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u準拠
	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠

イ 当社が帯域分離多重装置 (スプリッタ) のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置 (DSL モデム) 接続口	6端子コネクタ (昭和60年郵政省令告示第399号)
アナログ端末接続口	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

4 メニュー5

区 別	品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的条件	
				送出電圧	その他
メニュー 5 - 1	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
メニュー 5 - 2	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3u準 拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠
	46Mb/sの もの	100BASE-TX	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3 u 準拠
		10BASE-T	8 端子コネク タ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、 100 の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ ISO/IEC8802- 3準拠

5 メニュー 6 及び無線アクセス機能

インターフェース種別	電 気 的 条 件	
	送出電圧	そ の 他
無線インターフェイス (IEEE標準802.11 / 802.11b / 802.11g準 拠、Wi-Fi認定のも の)	10mW / MHz(平 均値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、1 MHz の帯域幅における平均電力とする ・ ARIB STD-33A/STD-T66準拠 ・ ISO / IEC8802-11準拠